

第5章 施設分類ごとの取組

1. 主な施設の配置状況
2. 建物系施設の分類ごとの取組
3. インフラ系施設の分類ごとの取組

1. 主な施設の配置状況

本章では、小中学校や校区市民館など主な施設について、市域にどのように設置されているのかを地図上で示すとともに、前章までの内容に沿って施設の小分類ごとに施設所管課が今後どのように施設管理を行っていくのかについて、各施設の現状と課題を踏まえた取組を示します。

▼建物系施設の分類（市民利用施設）

（平成28年4月1日時点）

大分類	中分類	小分類	施設
市民利用施設	文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設	校区市民館(50)、地区市民館(22)
		文化施設	公会堂(1)、市民文化会館(1)、アイプラザ豊橋(1)、ライフポートとよはし(コンサートホール及び中ホール)(1)、穂の国とよはし芸術劇場(1)、西川芸能練習場(1)、三の丸会館(1)
		図書館	中央図書館(1)、向山図書館(1)、大清水図書館(1)
		博物館等	美術博物館(1)、民俗資料収蔵室(1)、自然史博物館(1)、石巻自然科学資料館(1)、視聴覚教育センター(1)、地下資源館(1)、二川宿本陣資料館(1)、商家「駒屋」(1)、文化財センター(1)
		その他施設	男女共同参画センター(1)、市民センター(1)、青少年センター(1)、少年愛護センター(1)
	スポーツ系施設	スポーツ施設	総合体育館(1)、地区体育館(10)、武道館(1)、球場(3)、陸上競技場(1)、市民プール(1)、トレーニングセンター(1)、グリーンスポーツセンター(1)、市民球技場(1)、高師緑地馬場(1)、庭球場(4)、屋内プール・アイスアリーナ(1)、運動広場等(14)
		その他施設	学校開放クラブハウス(26)、市民クラブハウス(1)
	産業系施設	産業振興施設	職業訓練センター(1)、労働会館(1)、勤労青少年ホーム(1)
		観光施設	総合動植物公園(1)、前芝灯明台(1)、瓜郷遺跡(1)、吉田城鉄櫓(1)、賀茂しょうぶ園(1)、嵩山蛇穴(1)、葦毛湿原(1)、海岸公衆トイレ(11)
		その他施設	ポートインフォメーションセンター(1)、吉祥山市民ふれあいの森(1)、駐車場・休憩所(4)
	学校教育系施設	学校施設	小学校(52)、中学校(22)、高等学校(1)、家政高等専修学校(1)、くすのき特別支援学校(1)
		野外教育施設	少年自然の家(1)、野外教育センター(1)、江比間野外活動センター(1)、神田ふれあいセンター(1)
		その他施設	学校給食共同調理場(4)、教育会館(1)
	子育て支援系施設	保育所等	保育園(5)、高山学園(1)、児童クラブ(50)
		幼児・児童施設	交通児童館(1)、こども未来館(1)
	医療・保健福祉系施設	医療・保健施設	市民病院(市民病院附属産院を含む)(1)、保健所・保健センター(1)、こども発達センター(1)、休日夜間急病診療所(1)、休日夜間・障害者歯科診療所(1)、看護専門学校(1)
		衛生施設	斎場(1)、霊苑(2)、墓地(3)
		地域・高齢福祉施設	地域福祉センター(3)、老人福祉センター(5)、老人憩の家(3)、高齢者活動センター(2)
		その他施設	総合福祉センター(1)、障害者福祉会館(1)、総合老人ホームつつじ荘(1)、更生保護会館(1)
	その他施設	その他施設	競輪場(1)、公衆トイレ(2)、憩の場(2)、職員会館(1)、ふれあい農園(3)、資源化センター余熱利用施設(1)、漁村コミュニティ施設(3)

※この一覧表の分類は、今後の施設等の利用状況により変動する場合があります

※市が設置(所有)や管理をしている施設を分類しています

※公衆トイレは、公園や休憩所など施設の機能により分類しています

▼建物系施設の分類（行政施設）

（平成28年4月1日時点）

大分類	中分類	小分類	施設
行政施設	行政系施設	庁舎施設	市役所(1)、窓口センター(8)、まちなか活性課事務所(1)、土木維持事務所(2)
		消防施設	消防署(所)(8)、消防団器具庫・詰所(79)
		防災施設	水防倉庫(6)、防災備蓄倉庫(11)、防災器材庫(1)、津波防災センター(1)
		環境施設	資源化センター(1)、環境センター(3)、圧縮積替ボックス建屋(11)、資源リサイクルセンター(1)、プラスチックリサイクルセンター(1)、廃棄物最終処分場(1)、浸出水処理施設(2)
		市営住宅	市営住宅(28)
		その他施設	食肉衛生検査所(1)、大気汚染測定局(1)、地盤沈下観測所(4)、大清水倉庫(1)、石巻平野町地内建物(旧選果場)(1)、旧勤労青少年ホーム(1)、市ヶ谷ビル(1)、旧バスターミナル(1)、南大清水苗圃(1)、選挙管理委員会倉庫(1)、公舎(4)、寮(1)、高師緑地内集会所(1)、牟呂町地内仮設住宅(1)、豊橋駅南口駅前広場倉庫(1)、旧消防団器具庫・詰所(6)

※消防団器具庫・詰所と防災備蓄倉庫、旧消防団器具庫・詰所は、時点によって数が異なります
 平成27年3月末時点：消防団器具庫・詰所(80)、防災備蓄倉庫(10)、津波防災センター(0)、
 旧消防団器具庫・詰所(8)

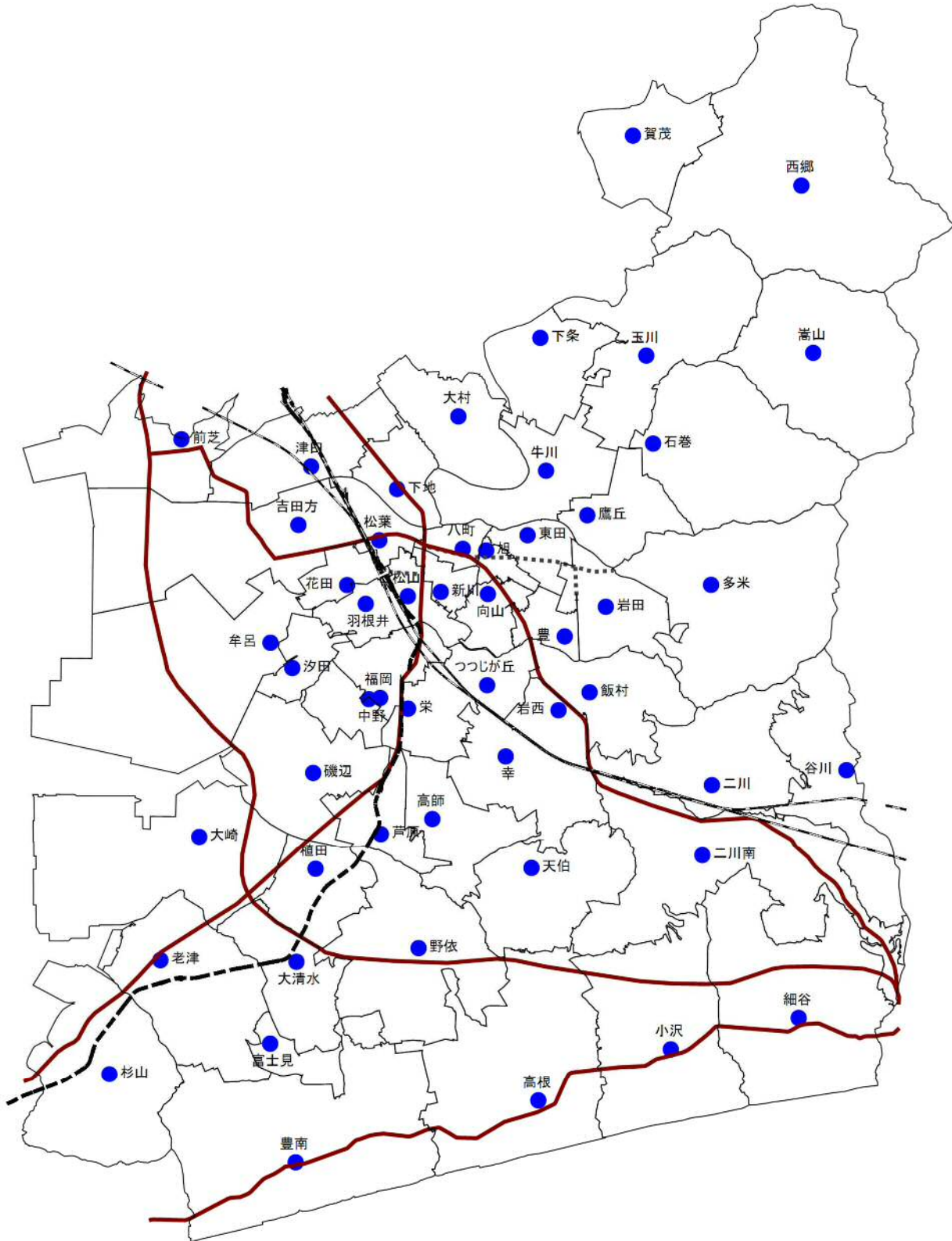
▼インフラ系施設の分類

（平成28年4月1日時点）

大・中分類	小分類	施設
都市基盤系施設	道路等	道路(トンネル含む)、橋りょう、二川駅南北自由連絡通路、豊橋駅東西自由連絡通路、豊橋駅東口ペデストリアンデッキ、歩道橋、牛川渡船場、豊橋駅前地下道
	河川等	河川・排水路等、排水機場、ため池・調整池等、海岸施設
	公園	都市公園、遊園、児童遊園、ちびっこ広場、多目的広場等
	駐車場	自動車駐車場(3)、自転車等駐車場(3)
	水道施設	管路、上下水道局庁舎、取水場、浄水場、配水場、給水所、加圧所、計測所等
	下水道施設	管きょ、処理場、ポンプ場、小規模ポンプ場等

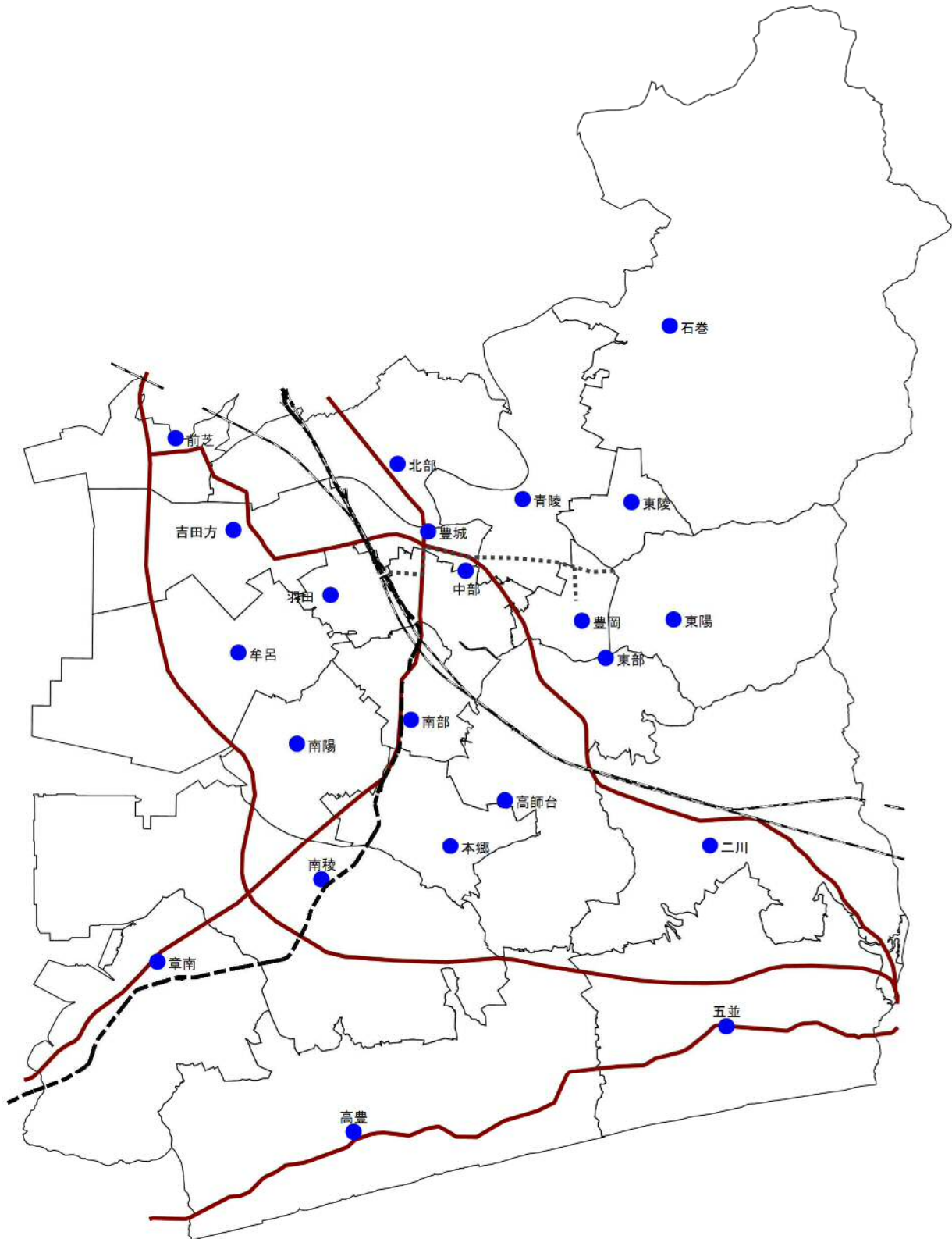
【小学校】

小学校は52校設置されており、小学校区が自治会など地域コミュニティの単位となっています。



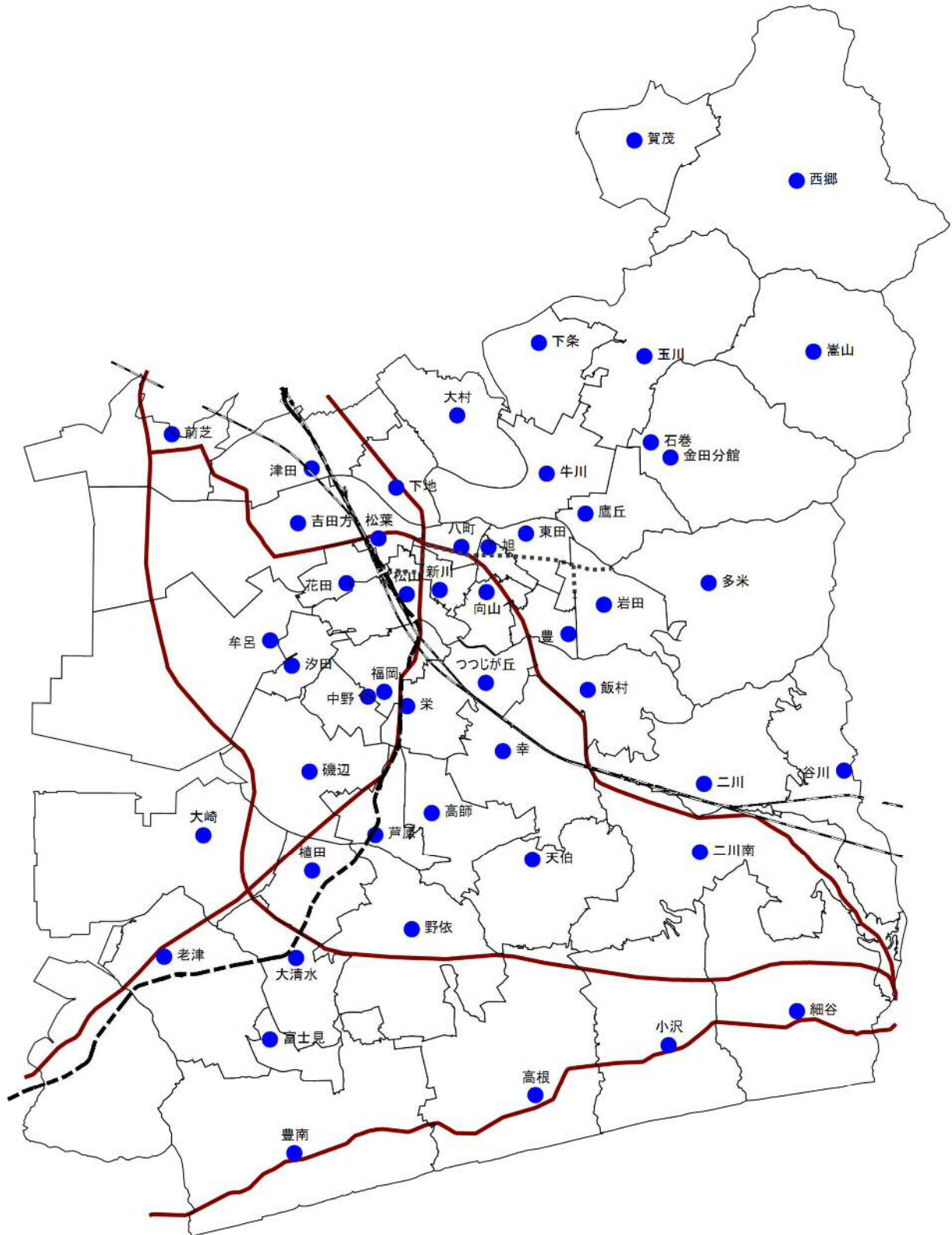
【中学校】

中学校は22校設置されており、中学校区も地域コミュニティの単位になっています。



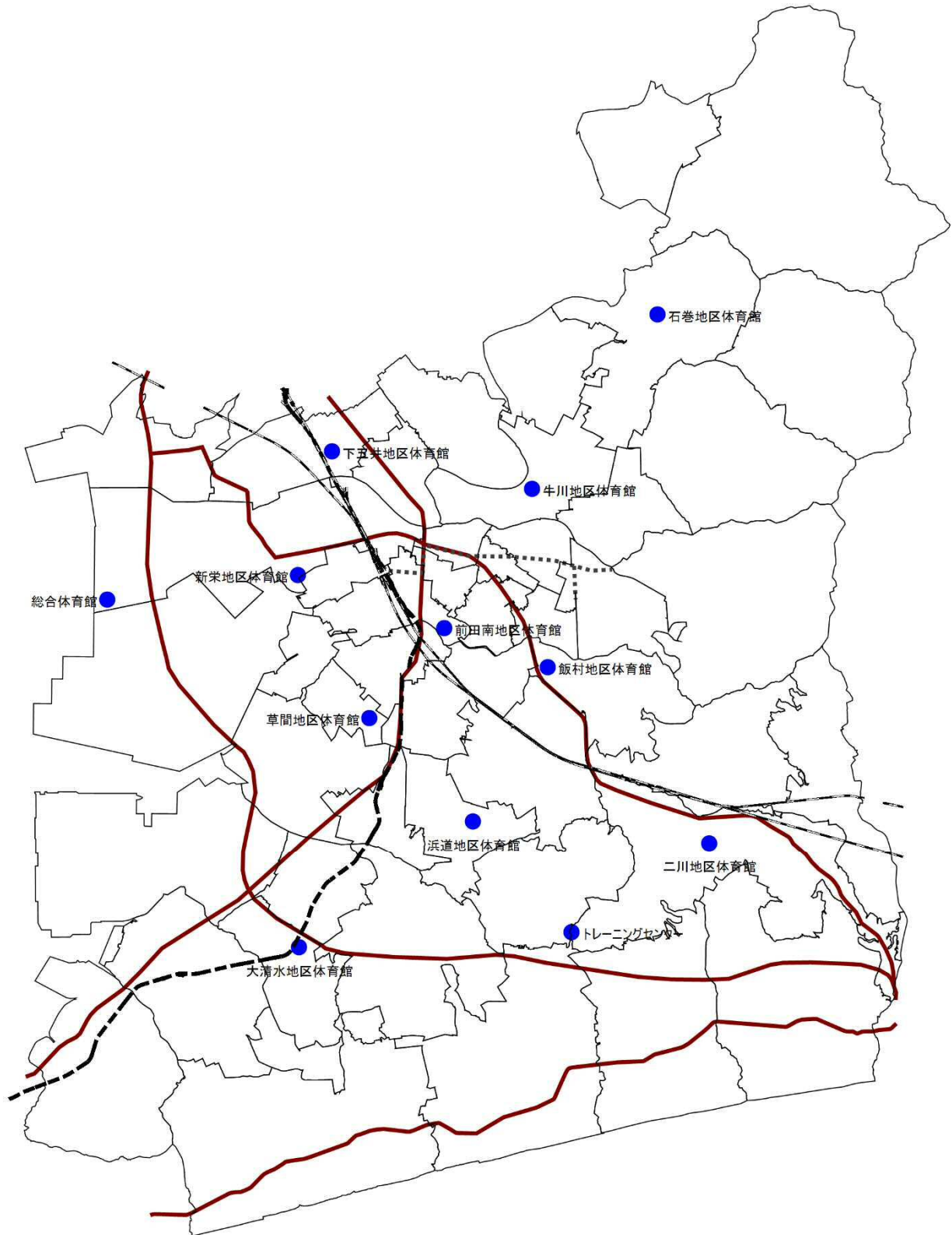
【校区市民館】

校区市民館は50館あり、52小学校区中49校区に設置されています。



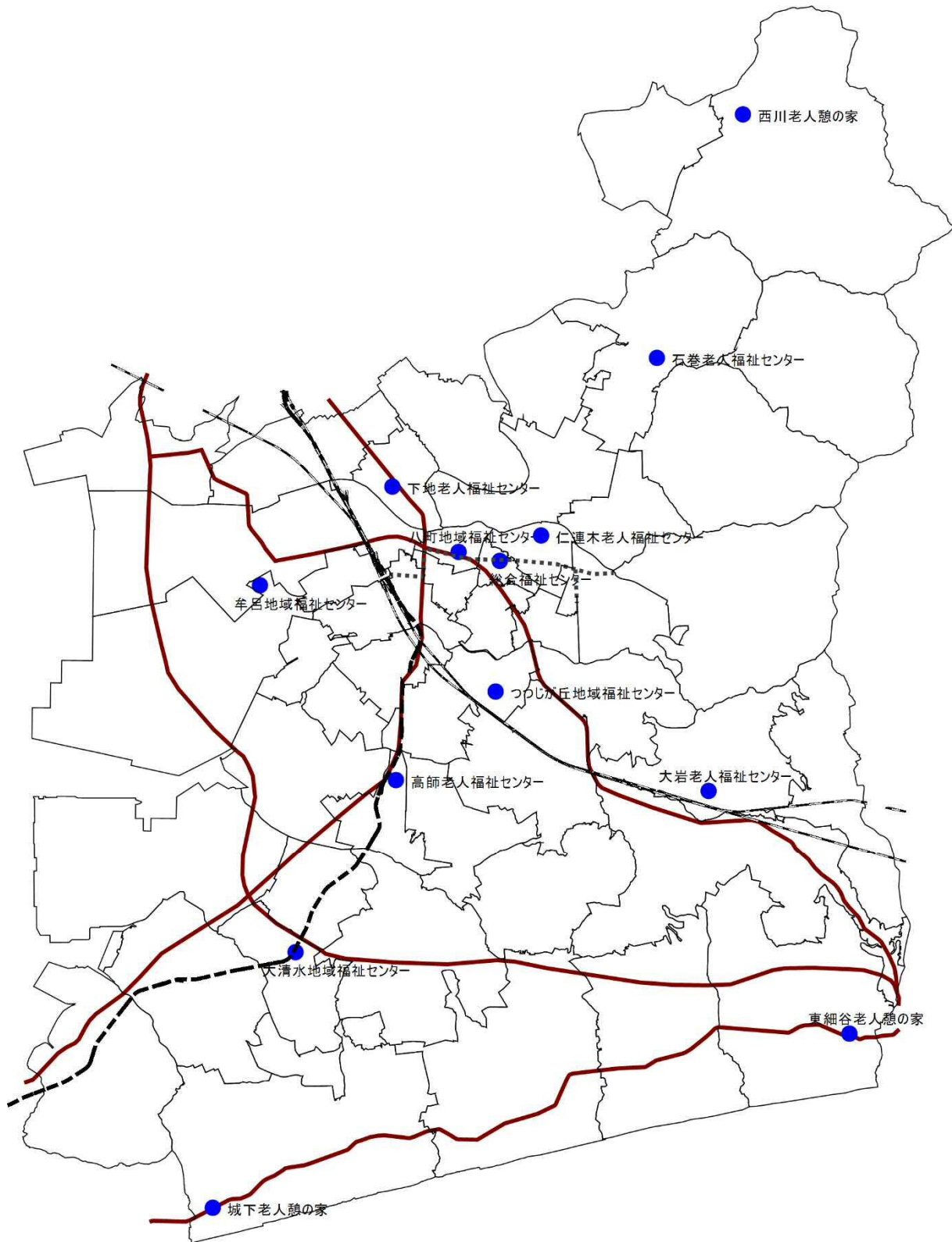
【体育館】

総合体育館が1館、地区体育館が10館、トレーニングセンターが1館設置されており、市内全域にバランス良く配置されています。



【地域・老人福祉センター】

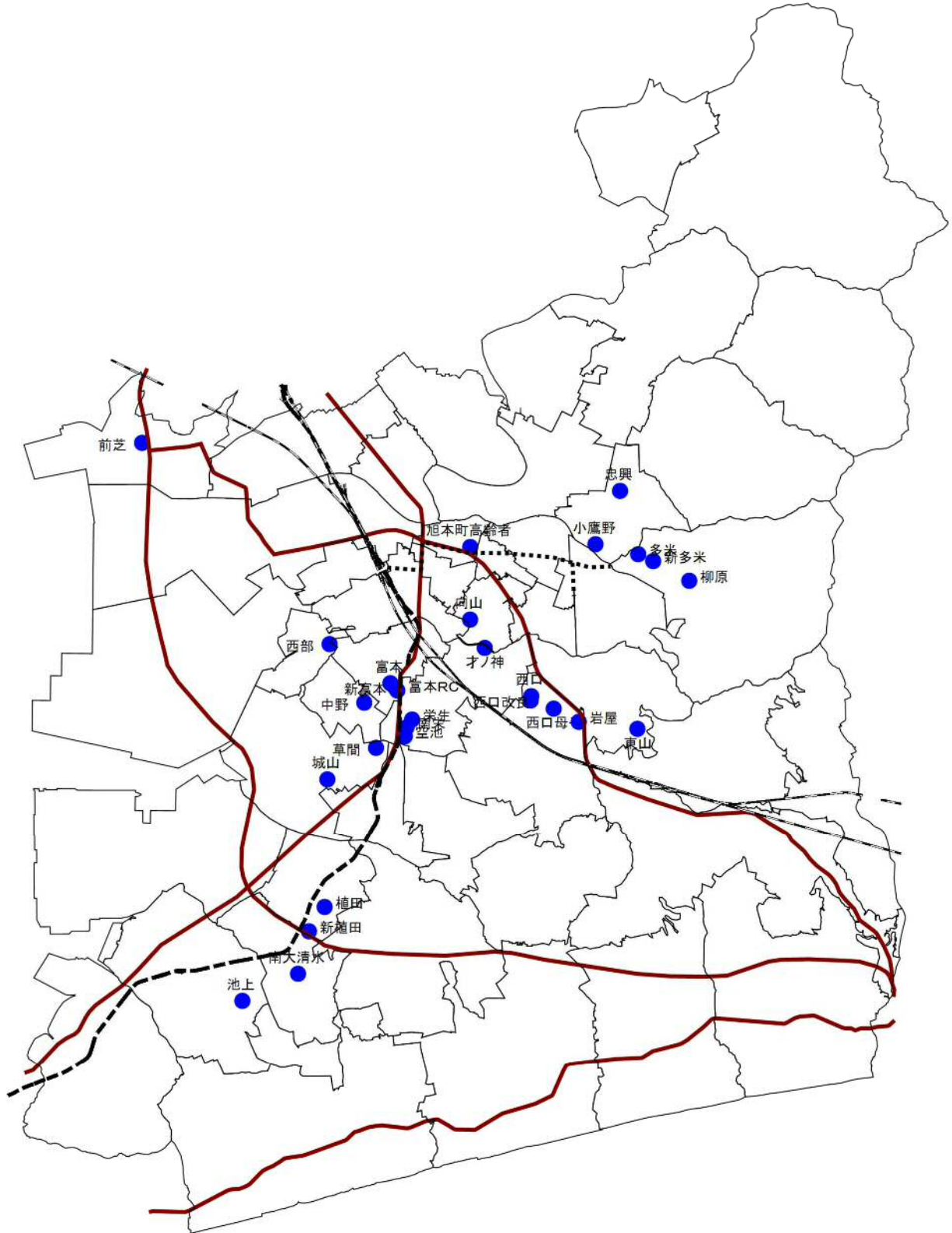
総合福祉センターが1館、地域福祉センターが4館、老人福祉センターが5館、老人憩の家が3館設置され、おおむね市内全域をカバーしています。



※つつじが丘地域福祉センターは、社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会が所有しています

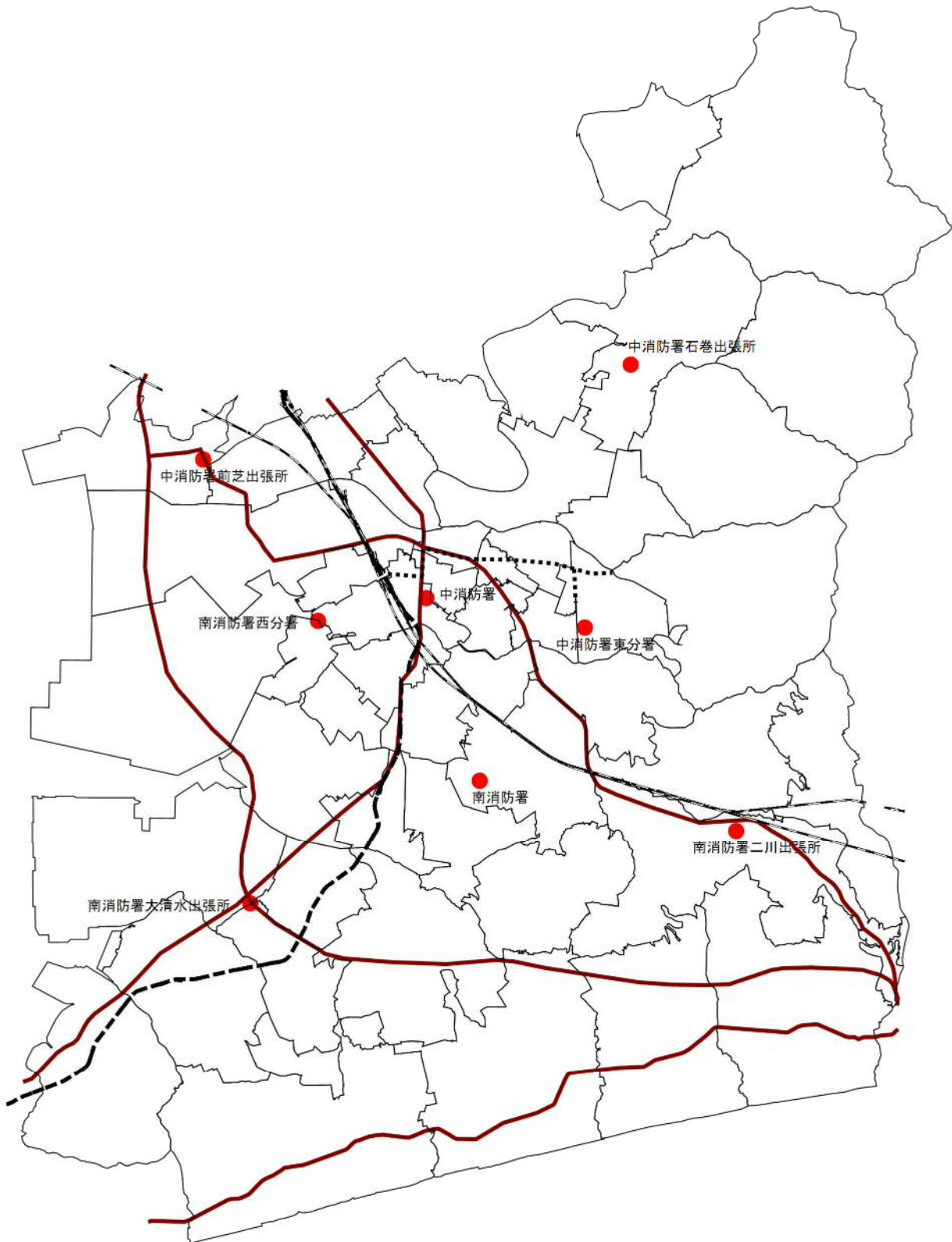
【市営住宅】

市営住宅は、28団地あり、交通の便が良いところに多く設置されています。



【消防署（所）】

消防署（所）は、8か所設置されており、各種災害に対応しています。



2. 建物系施設の分類ごとの取組

(1) 施設管理の基本的な考え方

①点検・診断等の実施

施設の状況を常に把握するためには、各種法定点検だけでなく各施設における日常的な点検が重要であるため、日常点検のポイントや基本的な内容を踏まえた「施設管理者施設保全マニュアル」により、施設の安全性向上や長寿命化につなげるための日常点検等を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施

「施設保全計画」にもとづき計画的な保全を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、法定点検や日常点検等の結果にもとづく予防保全的な維持管理を実施します。

③安全確保の実施

公共施設は、利用する人にとって安全な施設でなくてはならないため、日常点検、法定点検等により不備や危険性が認められた場合は、迅速に対応して施設を訪れる人々の安全を確保します。

④耐震化の実施

多くの公共施設が避難所機能を有するため、耐震化により災害の被害を最小限に抑制することが重要です。本市では既に構造躯体^{くたい}の耐震化は完了しているため、今後は天井材や照明器具などの非構造部材の耐震化を進めていきます。

⑤長寿命化の実施

継続して使用する建物については、「施設保全計画」にもとづく予防保全や改良保全などの計画的な施設保全により施設の長寿命化を図り、維持管理費用の将来負担を軽減します。

⑥統合や廃止の推進

施設評価により必要性を精査するとともに、他の施策と連携しながら、複数の目的や機能を持たせる複合化、同じ目的や機能を持つ施設の集約化、民間の施設や活力の活用、広域連携による施設の共同利用などを検討します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

ファシリティマネジメント統括部門や建築部門と連携を図り、「施設保全計画」にもとづく予算要求や事業費の確保、効率的な予算執行に努めます。

(2) 分類ごとの取組

施設所管課が行う建物系施設の施設管理について、「1. 現状」や「2. 課題」を踏まえたうえで以下の4つの取組項目を「3. 課題を踏まえた取組」で示します。

①点検・診断等の実施

②維持管理・修繕・更新等の実施

③安全確保の実施

④統合や廃止の考え方

※「④統合や廃止の考え方」については、目標年次である平成47年度までの期間に限らず、より長期的な視点で考え方を記載しています

※施設内訳の欄は、平成27年3月末時点の内容になっています

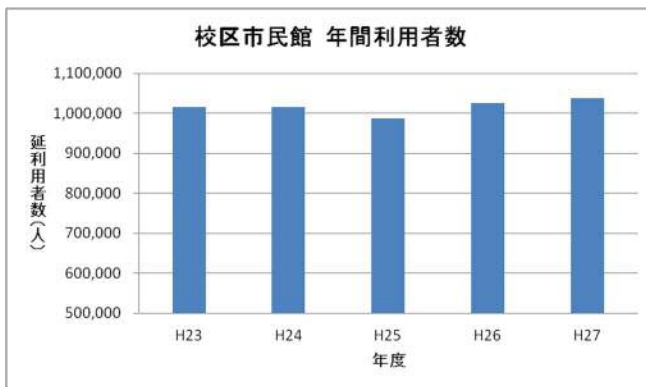
◆文化・社会教育系施設① <コミュニティ関連施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
校区市民館	50	18,749.50 m ²	市民協働推進課
地区市民館	22	18,849.56 m ²	生涯学習課
合計	72	37,599.06 m ²	

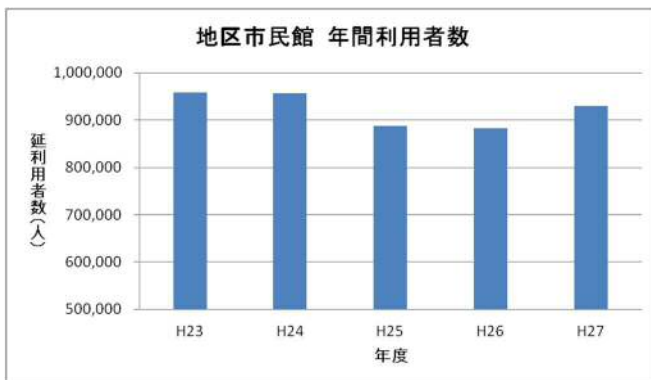
1. 現状

○校区市民館



校区市民館は昭和 55 年以降に順次開館し、市内に 50 館あります。各地域におけるコミュニティ活動やサークル活動を行うまちづくりの拠点施設として年間延 100 万人の市民が利用するなど、「地域の活動拠点」として定着しています。

○地区市民館



地区市民館は昭和 49 年以降に順次開館し、市内に 22 館あります。社会教育法に基づく公民館として位置づけられた社会教育施設であり、各種生涯学習講座やグループ活動など、年間延 90 万人に利用され、「地域の生涯学習の拠点」として定着しています。

2. 課題

校区市民館は主に「地域の活動拠点」として、また、地区市民館は主に「地域の生涯学習の拠点」として多くの地域住民に利用されており、災害など緊急時には避難所となることから、地域住民が安全安心に利用ができるように、計画的な対応をしていく必要があります。

また、各館で利用の状況が異なるため、指定管理者と連携を図りながら、それぞれの状況に応じた運営・管理・利用促進を図る必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

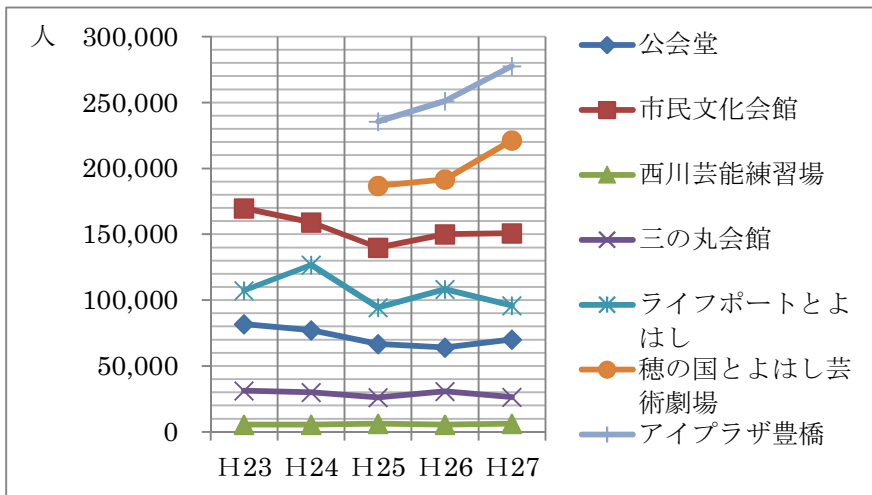
取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の様々な活動拠点として利用される施設で、災害など緊急時における避難所となっていることから、指定管理者である各市民館運営委員会と連携しながら「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残すなどの対応により、早期に不具合を把握し、修繕判断を行います。（法定点検を含む。）
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や不具合が生じると判断した時は、緊急性などにより優先順位を整理し、「施設保全計画」の内容を考慮しながら、指定管理者と連携して修繕等を実施します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民館は、親子で参加する子育てサークル、高齢者向けサロン、児童クラブなど、館によって中心となる利用者層が様々であるため、危険箇所が発見された場合や危険が生じると懸念される時は、利用者の安全確保を最優先に考え、施設ごとに指定管理者と連携を取りながら、建築部門の助言などにより、緊急性が高いものから対応します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や少子高齢化に対応した公共施設の管理運営を検討している中、これまでのコミュニティづくりの考え方のもと、地域コミュニティや生涯学習の拠点施設としての市民館のあり方を整理していきます。 ・学校など他の大規模な公共施設の建替や改修に併せた複合化及び施設の遊休空間の活用などを検討します。また、地域が守り保有する施設への変換などと併せ、避難所機能（バリアフリー）の充実についても検討します。

◆文化・社会教育系施設② <文化施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
公会堂	1	2,951.27 m ²	文化課
市民文化会館	1	5,305.84 m ²	文化課
アイプラザ豊橋	1	13,298.84 m ²	文化課
ライフポートとよはし (コンサートホール及び中ホール)	1	4,816.16 m ²	文化課
穂の国とよはし芸術劇場	1	8,036.59 m ²	文化課
西川芸能練習場	1	300.00 m ²	文化課
三の丸会館	1	405.66 m ²	文化課
合計	7	35,114.36 m ²	

1. 現 状



<設置年度>

公会堂 昭和6年度
 市民文化会館 昭和42年度
 西川芸能練習場 昭和61年度
 ライフポートとよはし
 平成6年度
 穂の国とよはし芸術劇場
 平成25年度
 アイプラザ豊橋 昭和51年度
 (H25.4.1 本市へ移管)

穂の国とよはし芸術劇場、アイプラザ豊橋の開館に伴い、利用目的や利用人数に応じ、市民が気軽に活動発表できる施設から舞台芸術の創造活動、商業公演等にも対応できるバランスのとれた施設体系となり、人数や目的に応じた施設選びがなされ、文化施設全体の利用者数は増加しています。

また、設置から20年以上経過する施設が大半を占め、施設、設備の老朽化が進んでいます。

2. 課 題

(効果的な施設運営)

豊橋市文化振興指針の理念である「文化がみえるまち」の実現のためには、文化施設の効果的な利用が必要です。今後も引き続き文化施設の利用者数を増やし、市民の芸術文化活動促進のためには各施設の特性を生かし、利用者ニーズに対応した施設運営が必要です。

(老朽化への対応)

施設、設備ともに経年劣化による老朽化が進み、安全な施設運営を目指すためには改修、改良が必要です。特に舞台機構、電気、空調等の基幹設備については機器の廃番等により、応急的な修繕が困難な状況が生じています。

(利用者ニーズ対応とコスト削減のバランス)

これらの課題を踏まえ、安全、快適な施設の利用促進を図るために必要な施設改修を検討するとともに、同様の問題を抱える近隣市町村と合わせて文化施設の総量整理を図り、施設の維持管理に係るコスト削減を目指す必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 法定点検は、今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。 ・ 特定天井の調査等、既存不適格となっている箇所の調査や診断を実施し、利用者の安全確保に必要な改良点の把握に努め、施設の修繕計画等に反映させます。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・ 「施設保全計画」にもとづき「予防保全」と「改良保全」を行います。 ・ 舞台、客席の安全確保はもとより、各種公演に支障を来さないよう設備を含めた施設の維持管理に努めます。 ・ 修繕の実施状況を整理することで、抜本的な修繕や更新が必要な箇所を把握し、長期的な修繕計画を検討します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した場合は、利用者の安全確保を最優先するため、迅速に修繕を行います。 ・ 舞台上には照明、音響や吊り物など落下した場合に甚大な事故につながる危険をはらむ設備が多数設置されているため、使用と経年による劣化状況を把握し、適切な時期に交換、修繕を実施することで重大事故の発生を未然に防ぎます。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の利用者数の推移や稼働率を精査することで、目的にあった施設の選択ができるよう利用者ニーズの把握に努めるとともに、近隣市町村の所管する文化施設の特性を共有し、広域的な視点で類似施設の統合、廃止を検討し、維持管理費の縮減を図ります。 ・ 複合施設については各所管、関係課と利用状況や将来的な運営方針の情報共有を行い、統合や廃止による各方面への影響について調整を図ります。

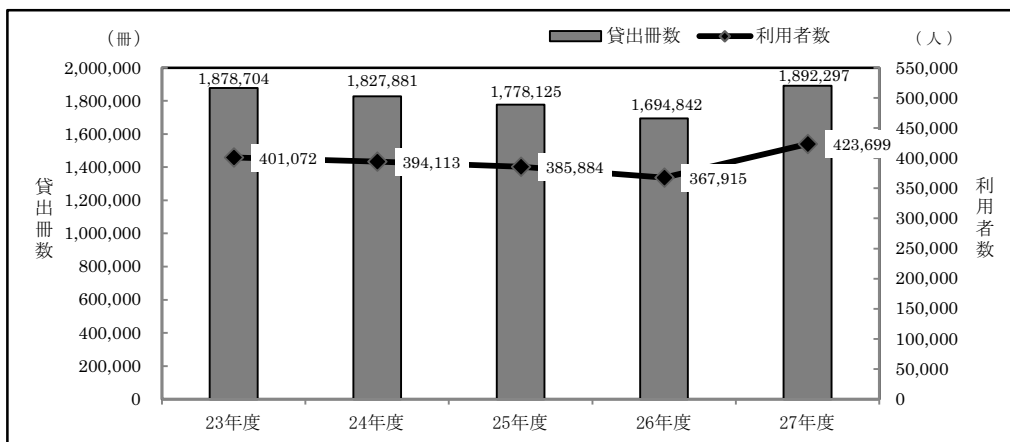
◆文化・社会教育系施設③ <図書館>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
中央図書館	1	5,777.26 m ²	図書館
向山図書館	1	766.00 m ²	図書館
大清水図書館	1	1,118.13 m ²	図書館
合計	3	7,661.39 m ²	

1. 現 状

図書館の利用状況



過去5年間の図書館利用実績を見ると、貸出者数、貸出冊数ともに平成23年度から減少してきていましたが、平成27年度に大清水図書館の新規開館によって増加しました。しかし依然として、人口減少をはじめ余暇の過ごし方としての価値観やライフスタイルの多様化に対して図書館が応えきれていない現状があります。

2. 課 題

中央図書館は、開館より30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。現在、利用者の目的に合わせた各コーナーの設置など、利用しやすい工夫をして施設の充実を図っていますが、施設の狭隘化が進む中、閉架書庫の収容能力は限界にきており、開架書架についても、面出し展示など見やすい配架がしづらい状況が続いています。また、利用者数に比べて閲覧スペースが少なく、限られたスペースの中で、この2つの課題を解決していかなければなりません。

高齢化社会を迎え高齢者の利用増加が見込まれる中、ゆっくり過ごせる滞在型の図書館利用がますます増えると考えられます。さらに、障害者差別解消法に対応した障害者サービスが求められるため、館内施設・設備への配慮も必要となります。

今後は、長寿命化のための改修・整備を行い充実を図るとともに、新たに整備を予定しているまちなか図書館（仮称）を含め図書館全体のあり方について検討し、魅力アップのためのサービス機能追加やくつろぎの空間づくり等により、図書館全体の施設の有効活用を図る必要があります。また、向山図書館についても、老朽化や駐車場の問題があり、今後のあり方について対応を検討していく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等を参考に、高齢者や障害者の利用を想定した視点で日常点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 通常の施設点検に加え、書架等図書館固有の工作物の安全点検も併せて実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 必要に応じ業者委託等により専門的な調査や点検を行い、点検結果を記録に残します。 ・ 点検や診断については、1人だけの判断に依らないよう原則複数人で行います。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数、目視や操作等のほか、業務委託にもとづく法定点検等により更新が望ましい設備については計画的に更新を行います。 ・ 点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・ 「施設保全計画」にもとづいた「予防保全」と施設の劣化やスペース不足等に対応する「改良保全」を適切な時期に実施していきます。 ・ 設備の更新等については高齢者や障害者の物理的環境に配慮します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 向山図書館については、市民文化会館の整備方針を踏まえ、今後のあり方について対応を検討していきます。

◆文化・社会教育系施設④ <博物館等>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
美術博物館	1	3,781.41 m ²	美術博物館
民俗資料収蔵室	1	1,299.00 m ²	美術博物館
自然史博物館	1	6,983.52 m ²	自然史博物館
石巻自然科学資料館	1	154.02 m ²	自然史博物館
視聴覚教育センター	1	3,293.27 m ²	科学教育センター
地下資源館	1	2,007.97 m ²	科学教育センター
二川宿本陣資料館	1	2,521.79 m ²	美術博物館
商家「駒屋」	1	669.17 m ²	美術博物館
文化財センター	1	5,772.00 m ²	美術博物館
合計	9	26,482.15 m ²	

1. 現 状

美術博物館は、郷土ゆかりの画家の作品や歴史資料等を収蔵・展示するほか、国内外の名品を紹介する企画展の開催、また、講演会・ワークショップを開催するなど利用者の増加に努めています。

自然史博物館は、地球・生物の歴史をたどる展示と、身近な郷土の自然史を紹介する展示から成り立っています。また、企画展や大型映像のほか、自然史講座や学習教室などにより、子どもから大人までが自然を学び、親しみ、大切にすることを養うことができます。

視聴覚教育センターは、小学4年生を対象にした「わくわく体験活動」を始め、最先端の科学や技術を体感する講座の開催、プラネタリウムの投映などにより、子どもから大人まで広く利用されています。また、併設の地下資源館は、実験ショーやワークショップの開催のほか、世界各地で産出される鉱物・鉱石や宝石の原石の展示などにより、資源やエネルギーについての学びの場として市民に親しまれています。

二川宿本陣資料館・商家「駒屋」が所在する二川地区は、江戸時代に建てられた本陣・旅籠屋・商家のすべてが見学できる日本で唯一の宿場町で、夏には灯籠まつり、秋には大名行列などのイベントを開催し誘客を図ることで、施設への入館者数も安定的に推移しています。

2. 課 題

美術博物館では、展示室と収蔵庫を増築し、美術歴史資料の保存、展示機能が向上しましたが、既存部分は必ずしも十分ではないため、長期的な見直しにより、利用者がより快適に鑑賞できる環境の整備が必要です。

自然史博物館では、平成28年に新生代展示室の改装が完了したものの、郷土の自然展示室など、時代に合わせた展示室の整備は十分ではありません。また、年々増加する標本を適切に管理するための収蔵庫整備のほか、大型映像や新たな企画展・イベントの開催などによる来館者サービスの充実も必要です。

視聴覚教育センター・地下資源館の両施設は、開館以来大規模な改修等を行っていないため、展示室、展示物ともに老朽化が著しく魅力の低下は否めません。年間300回以上開催するワークショ

ップや実験ショーのほか、プラネタリウム機器の更新、科学実験装置の製作等により集客増を図っていますが、必ずしも安定的な集客に結びついていません。

二川宿本陣資料館（本陣・旅籠屋）と改修復原した商家「駒屋」では、二川宿を全国へ情報発信するための各種行事への取組や、地域の方々との連携による魅力あふれるまちづくりを行い、何度も訪れたくなる二川宿を目指していく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

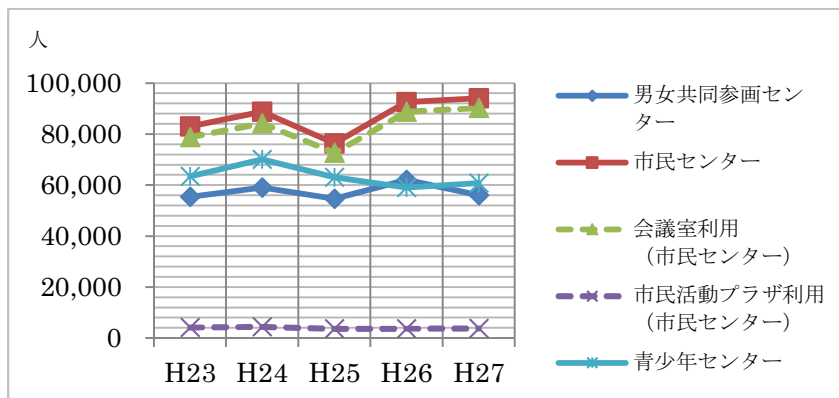
取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等による点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検は今後も実施し点検結果を記録に残します。 ・博物館における展示物については、破損や不良だけでなく、その教育普及的な展示機能が劣化していないかを含めて点検を行い記録します。 ・市史跡や市文化財については、定期的な点検を行い不良箇所がある場合はこれを詳細に確認し、点検結果を記録します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・「施設保全計画」にもとづき「予防保全」と「改良保全」を行います。 ・博物館における展示物については、不良箇所の改修だけでなく、展示内容の見直しを行い、教育普及価値を高めます。 ・市史跡や市文化財については、点検確認作業により不良箇所が発見された場合は、市の文化財担当と連携をとりながら、改修復原した状態に回復するため修理等を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。 ・博物館における参加型の展示物については、利用者に危険がないか重点的に点検を行い不良箇所は早急に改修します。 ・市史跡や市文化財については、見学者の安全を確保できる方法により公開を行います。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻自然科学資料館は、石巻神社との土地無償貸借契約の2027年3月満了をもって、廃止する方針です。 ・視聴覚教育センターや地下資源館は、老朽化が進んでいることから、施設の利用形態や事業展開などを確認しつつ、大規模改修の時期には複合化等についても検討します。

◆文化・社会教育系施設⑤ <その他施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
男女共同参画センター	1	2,087.83 m ²	市民協働推進課
市民センター	1	1,998.35 m ²	市民協働推進課
青少年センター	1	3,777.84 m ²	生涯学習課
少年愛護センター	1	92.34 m ²	こども未来政策課
合計	4	7,956.36 m ²	

1. 現状



○男女共同参画センター

男女共同参画に関する学習、交流、情報収集の拠点施設として、平成6年度に開館。年間6万人前後の利用があります。

○市民センター

市政情報の提供、各種の相談、集会、交流及び市民活動の拠点施設として平成4年度に開館。また、平成

19年度には館内に「市民活動プラザ」を開設し、市民活動団体等が活動を行うための場としました。会議室の利用は、平成26年度にミーティングルームを2部屋増やしたことにより増加しており、市民センターの利用も増加しています。

○青少年センター

健全な青少年育成を図るための施設として、昭和53年度に開館。青少年団体・サークル等の活動の場、研修、スポーツ、レクリエーションに利用されています。年間6万人程度の利用がありますが、宿泊棟の利用形態を変更したことなどから、近年施設利用者数が減少傾向にあります。

2. 課題

○男女共同参画センター

性別・年齢を問わず幅広く利用される施設であるため、子どもから大人まで安全安心に利用できるよう、計画的な対応をしていく必要があります。また、郊外にあり駐車場を備えた施設のため、自動車での来館者は利用しやすいが、公共交通機関でのアクセスには制限があります。

○市民センター

市の中心部に位置し、周辺に建物が密集しているため、利用者が安全安心に利用できるよう、計画的な対応をしていく必要があります。また、専用駐車場が無いため、自動車での来館者は近隣の有料駐車場を利用する必要があります。

○青少年センター

宿泊研修ができる施設もありますが、施設・設備の老朽化が進み、今後、児童・生徒数の減少が見込まれる中で、有効性の低下が懸念されます。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <p>○男女共同参画センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進に関する各種活動のほか、図書の貸出を行うなど、性別や年齢を問わず幅広い市民に利用される施設であり、指定管理者と連携しながら「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残すなどの対応により、早期に不具合を把握し、修繕判断を行います。（法定点検を含む。） <p>○市民センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の交流の場のほか、市の中心部に位置するという立地条件から各種会議等に多く利用される施設であり、指定管理者と連携しながら「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残すなどの対応により、早期に不具合を把握し、修繕判断を行います。（法定点検を含む。） <p>○青少年センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修室、体育室、音楽室など様々な用途で利用できる施設であり多くの方が利用されることから、「施設管理者施設保全マニュアル」等を活用した、指定管理者による日常点検を実施し、点検結果を記録に残すなどの対応により、早期に不具合を把握し、修繕判断を行います。（法定点検を含む。）
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検により不良箇所が発見された場合や不具合が生じると判断した時は、施設保全計画の内容を考慮しながら、指定管理者と連携して修繕等を実施します。
<p>③安全確保の実施</p> <p>○男女共同参画センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進に取り組む団体、託児付きの各種講座、女性相談など利用者層がさまざまであるため、危険箇所が発見された場合や危険が生じると懸念される時は、利用者の安全確保を最優先に考え、指定管理者と連携を取りながら、建築部門の助言などにより、緊急性が高いものから対応します。 <p>○市民センター、青少年センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の中心部に位置し、周辺には建物が密集しているため、危険箇所が発見された場合や危険が生じると懸念される時は、利用者の安全確保とともに、建物周辺の安全確保についても考慮し、指定管理者と連携を取りながら、建築部門の助言などにより、緊急性が高いものから対応します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <p>○男女共同参画センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合施設としての目的、利用者数の推移を踏まえ、関係課と情報共有を行うなかで、長期の施設利用見込みや社会情勢等を総合的に判断し、施設のあり方を検討します。 <p>○市民センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の規模や目的、利用者数の推移を踏まえ、長期の施設利用見込みや社会情勢等を総合的に判断し、施設のあり方を検討します。 <p>○青少年センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 予想される青少年人口等の減少を勘案しながら多様な利用方法を検討します。

◆スポーツ系施設① <スポーツ施設>

施設内訳

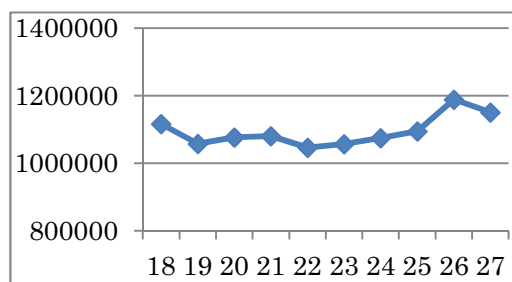
施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
総合体育館	1	12,584.49 m ²	スポーツ課
地区体育館	10	13,596.55 m ²	スポーツ課
武道館	1	3,038.56 m ²	スポーツ課
球場	3	5,337.47 m ²	スポーツ課
陸上競技場	1	763.13 m ²	スポーツ課
市民プール	1	608.30 m ²	スポーツ課
トレーニングセンター	1	1,381.61 m ²	スポーツ課
グリーンスポーツセンター	1	362.35 m ²	スポーツ課
市民球技場	1	692.90 m ²	スポーツ課
高師緑地馬場	1	449.50 m ²	スポーツ課
庭球場	4	274.01 m ²	スポーツ課
屋内プール・アイスアリーナ	1	11,644.33 m ²	スポーツ課
運動広場等※	14	116.25 m ²	スポーツ課
合計	40	50,849.45 m ²	

※14施設のうち建物が存在しない施設が11施設あります

1. 現 状

○スポーツ施設の利用人数の現状

【利用人数】



【年度】

子どもから高齢者まで健康の保持・増進やレクリエーションを目的に、だれでも、いつでも、どこでも気軽に参加できる生涯スポーツの普及が進む中、本市のスポーツ施設の利用人数はこの10年間において緩やかな右肩上がりの状況です。

また、施設ごとに利用人数を比較しても大きな波はありません。

最近では、市民にこれまで以上に利用してもらうよう利便性を高めるため、平成26年度にテニスコートの利用時間の区分を変更したことで利用人数が増えています。

2. 課 題

これまで、本市のスポーツ施設は「する」スポーツを中心に施設整備を行ってきました。しかしながら、施設利用者からは競技スペースがあるのはもちろんのこと、さらに応援するスペース、食事をとるスペースなどを設置してほしいという意見があります。

また、障害者スポーツの振興や生涯スポーツの推進を進めていく中で、現在の施設はバリアフリーや多目的トイレの設置など社会情勢の変化により求められている改修が進められていない状況

です。

競技スポーツの振興、プロスポーツを誘致し観るスポーツの振興など、市民一人ひとりが目的や体力に応じて気軽にスポーツに参加できる環境づくりをするうえで施設整備は欠かすことができません。

しかしながら、今後の人口減少や年齢構成の変化、維持管理費の抑制などを考慮し、現状維持ではなく、時代にあった施設運営をし、さらには、施設の統合や複合化などの施設のあり方、東三河全体における相互利用も踏まえ、規模や機能を見極め、市民ニーズに応えることのできる事業を行う必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を利用することから施設の安全性の向上に努め、常に施設の状況を把握して点検結果を記録に残し、施設の維持管理に活用します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を利用するため、点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、施設機能の維持と安全確保を第一に考え、速やかに施設の利用を停止したうえで修繕を行い、施設の健全な状態の維持と長寿命化につなげます。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を利用するため、法定点検や「施設管理者施設保全マニュアル」を活用し日常点検を実施し、不備や危険性が認められた施設については、早急に対応し施設を訪れる人々の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を利用しますが、人口減少などによる施設利用の変化に対し状況を把握し、施設の設置目的や利用形態などを確認しつつ、建替えの場合における複合化や廃止の検討をします。

◆スポーツ系施設② <その他施設>

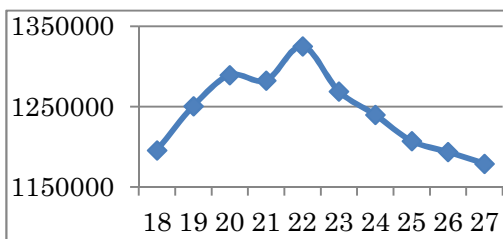
施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
学校開放クラブハウス	26	686.32 m ²	スポーツ課
市民クラブハウス	1	506.46 m ²	スポーツ課
合計	27	1,192.78 m ²	

1. 現 状

○学校開放施設の利用人数の現状

【学校開放施設利用人数】

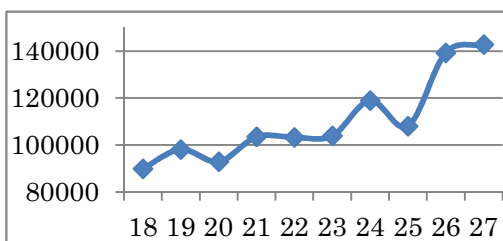


【年度】

学校開放施設の利用人数は平成22年度をピークに緩やかな右肩下がりの状況ですが、登録団体数はほぼ横ばいであるため、登録団体の人数構成（所属する人数）の減が利用人数減に繋がっていると考えられます。学校開放の事業そのものは、子どもから高齢者までの生涯スポーツの普及・促進のために、不足している社会体育施設の代替との位置づけです。

○市民クラブハウスの利用人数の現状

【岩田総合球技場利用人数】



【年度】

本市の体育振興を担っている豊橋市体育協会の本部が置かれていることと、岩田総合球技場（市民球場・市民球技場・市民庭球場）の管理受付を行っています。

年々利用人数が増えていることから施設としては十分活用されていると考えられます。

2. 課 題

市民一人ひとりが目的や体力に応じて気軽にスポーツに参加できる環境づくりをするうえで、施設整備、維持管理は欠かすことができません。しかしながら、学校開放施設におけるクラブハウスについては、本来の目的として活用していない施設もあることから必要な規模や機能を見極める必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

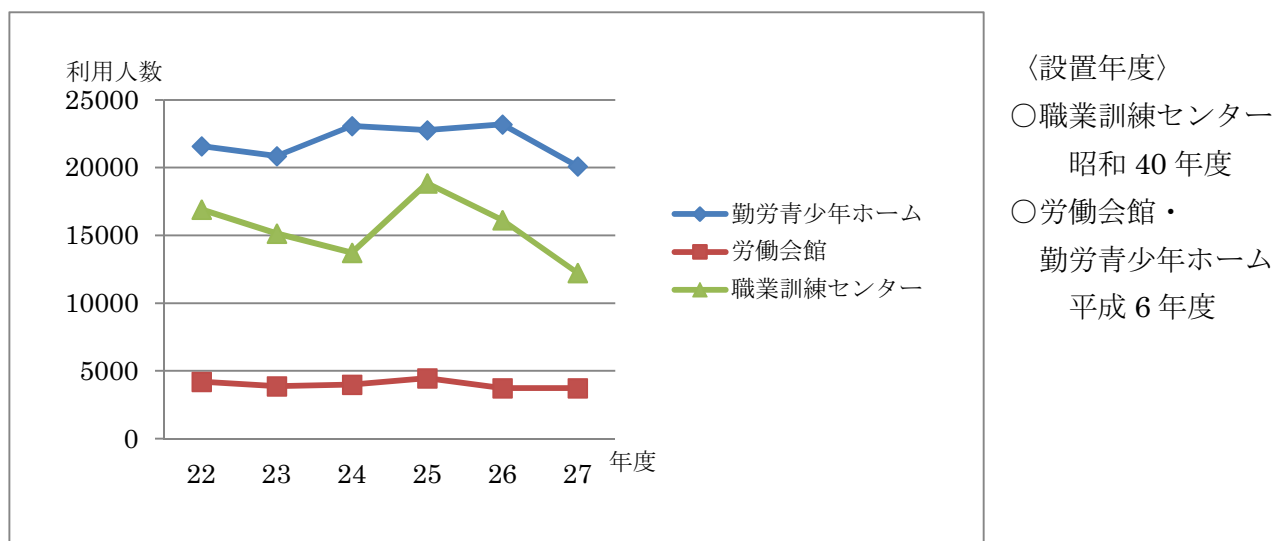
取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を使用するため、学校開放については学校や管理指導員と連携し、施設の安全性の向上や長寿命化につなげるため、常に施設の状況を把握します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を使用するため、点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は速やかに使用を停止して修繕を行い、施設の健全な状態を維持します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を使用するため、法定点検や施設管理者施設保全マニュアルを活用し日常点検を実施し、不備や危険性が認められた施設については、早急に対応し施設を訪れる人々の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が施設を使用しますが、人口減少などによる施設利用の変化に対し状況を把握し、施設の設置目的や利用形態などを確認しつつ、必要が無いものは廃止の検討をします。

◆産業系施設① <産業振興施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
職業訓練センター	1	1,307.85 m ²	商工業振興課
労働会館	1	820.72 m ²	商工業振興課
勤労青少年ホーム	1	744.28 m ²	商工業振興課
合計	3	2,872.85 m ²	

1. 現 状



○職業訓練センター

- ・指定管理者制度導入以降は施設の一般利用を進めており、年度による増減はありますが利用者数は指定管理者制度導入前に比べ増加しています。
- ・設置から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化が目立ちます。

○労働会館・勤労青少年ホーム

- ・講座の充実やクラブ活動の推進により、おおむね安定的な利用者数となっています。
- ・設置から20年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。

2. 課 題

経年劣化により老朽化が進んでいる施設については、安全かつ利用しやすい施設運営のために改修、改良の必要があります。利用需要については、いずれの施設も今後安定的な利用は見込まれますが、産業や勤労福祉への市民の関心を高めるため、さらなる施設の周知や魅力発信に取り組む必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練センターについては、早期に不具合を把握するため、大工組合をはじめとする専門知識や技能を有する方々と連携しながら「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検も同様に、確実に実施し点検結果を記録に残します。 ・労働会館及び勤労青少年ホームについては、職員による点検のほか、講座等の施設利用者からの指摘などを指定管理者に伝えます。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練センターについては、点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、大工組合をはじめとする専門知識や技能を有する方々と連携しながら、早期に簡易修繕を行い、施設利用に支障がでないように、施設の健全な状態を維持します。 ・「施設保全計画」にもとづき「予防保全」と「改良保全」を行います。 ・労働会館及び勤労青少年ホームについては、指定管理者と連携をとりながら、健全な状態を維持します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や専門的な観点から危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <p>○職業訓練センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営には県の補助金も投入されている市内唯一の職業訓練施設であり、今後も長期に渡って施設を存続させていくことが望ましいが、訓練生の数やニーズ、社会情勢等を総合的に判断し、県と連携しながら今後の利用方法を適宜、検討していきます。 <p>○労働会館・勤労青少年ホーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年ホームの設置根拠である勤労青少年福祉法が改正されたことから、施設の目的や利用者数の推移を踏まえ、長期の施設利用見込みや社会情勢等を総合的に判断し、必要に応じて両施設の統合を検討します。

◆産業系施設② <観光施設>

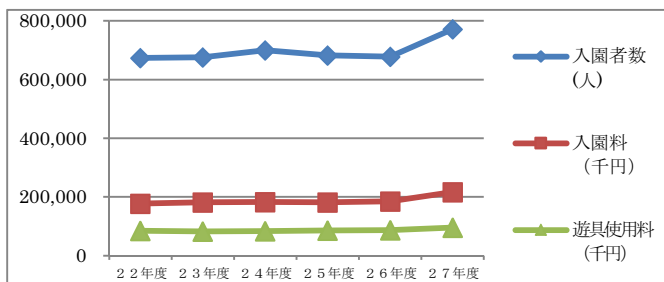
施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
総合動植物公園	1	19,085.35 m ²	総合動植物公園
前芝灯明台	1	22.00 m ²	美術博物館
瓜郷遺跡	1	29.00 m ²	美術博物館
吉田城 鉄 櫓 <small>くろがねやぐら</small>	1	257.20 m ²	観光振興課
賀茂しょうぶ園※	1	26.46 m ²	観光振興課
嵩山蛇穴※	1	18.29 m ²	観光振興課
葦毛湿原※	1	35.53 m ²	観光振興課
海岸公衆トイレ	11	129.08 m ²	観光振興課
合計	18	19,602.91 m ²	

※トイレの建物延べ面積を計上しています

1. 現 状

総合動植物公園は、昭和45年開園し平成4年にはアフリカ園、遊園地等の拡大を行いました。



現在園内には40年以上経過した施設もあり、維持管理に多大な費用を要しています。老朽化の進んだ施設については平成25年度から計画的にリニューアルを進め、獣舎については効果的な展示方法を取り入れ入園者数を増やす取組みを進めています。

県指定史跡である前芝灯明台は、昭和41年に復元され、永く保存することとされた建物です。また、瓜郷遺跡復元家屋は、国指定史跡に指定された瓜郷遺跡内に復元された建物で、現在周辺の史跡指定地の公有化を進めており、見学者等も増加が予想されます。

吉田城鉄櫓は、平成17年度に耐震補強工事及び看板の設置などがなされ、リニューアルオープンしました。来場者数は、オープン当初から比較すると減少しているものの、1万人前後の来場者があります。平成28年度からリニューアルオープンに伴い開館日が拡大されたため、来場者が増加傾向にあります。

2. 課 題

総合動植物公園は、「100万人プロジェクト」の達成に向けて、ハード及びソフト両面にわたる取組みを進める必要があります。園内施設については寒暖対策や授乳室、休憩所等の充実など多様化する来園者ニーズに対応した改修や用途変更を検討する必要があります。

前芝灯明台は、小規模な修理を随時行って保存を図っています。建物自体は文化財指定を受けているわけではありませんが、見学者の理解を助けるものとして必要なものであり、適切に維持管理を行っていく必要があります。また、瓜郷遺跡復元家屋については、「茅葺」であるため、火災等に弱い構造的な問題があります。

吉田城鉄櫓は、本市の観光施設の1つとして数えることができるため、継続的に多くの方々に来ていただけるよう展示内容の充実を図っていく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

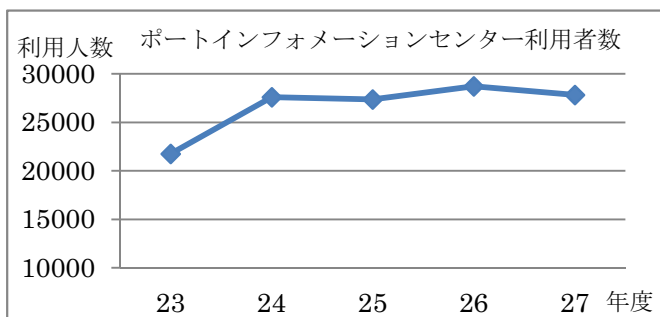
取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検は、今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。 ・史跡については、愛知県文化財保護指導委員による指定文化財の定期的な点検が行われているため、これを詳細に確認し、点検結果を記録します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数、目視や操作等のほか、業務委託にもとづく法定点検等により更新が望ましい設備については計画的に修繕や更新を行います。 ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・史跡については、点検確認作業により不良箇所が発見された場合は、「^{きそん}毀損届」「修理届」等を届け出るとともに、県や国の指示に従って修理等を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。 ・指定文化財の見学者の安全を第一に考えた公開の方法を優先します。 ・吉田城鉄櫓については、必ず管理者立会の元でのみの開放とし、安全面に十分留意したうえで来場者を招きます。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合動植物公園の各施設については、利用需要の低下や費用対効果が見込めない場合は、用途変更により他の活用を図ります。動物や植物による憩いと学習施設及び観光施設として利用需要の低下や費用対効果を長期的視野で検証しながら継続的な運営を目指していきます。 ・利用見込や社会情勢等を総合的に判断し、施設の維持管理について検討していきます。

◆産業系施設③ <その他施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
ポートインフォメーションセンター	1	1,440.95 m ²	みなと振興課
吉祥山市民ふれあいの森	1	98.06 m ²	農業支援課
駐車場・休憩所 (石巻山、多米峠、嵩山、普門寺)	4	75.64 m ²	観光振興課
合計	6	1,614.65 m ²	

1. 現 状



○ポートインフォメーションセンター

平成17年に設置され、各種イベントの参加者や小学生を中心とした団体施設見学利用が多いこともあり、年度により多少増減があるものの、おおむね安定的な来館者数となっています。

○市民ふれあいの森

市民が森林とふれあう場所として利用できるよう施設の維持管理や登山道の整備を行っており、利用者の満足度を高い状態で維持しています。

○休憩所

自然歩道利用者のトイレと休憩スペースを兼ねた休憩所ですが、実際に休憩所を利用している人は正確には把握できていないものの少なくなっています。

2. 課 題

○ポートインフォメーションセンター

設置後10年が経過し、将来的に改修・改良の必要がありますが、他の施設と比較してその緊急性は低いものと思われます。

○市民ふれあいの森

休憩所、トイレなどの施設の維持管理や登山道の整備を継続して行っていく必要があります。登山道は3つのルートがあり、新たに案内看板を設置するなど、維持・管理を図っています。

○休憩所

完成後40年以上経過し施設の利用者数は少ないため、自然歩道の案内とともに周知するなどの活動とともに、必要な規模・機能を見極めた施設のあり方、市民のニーズに応える事業方針を検討する必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 法定点検は、今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数、目視や操作等のほか、業務委託にもとづく法定点検等により更新が望ましい設備については計画的に修繕や更新を行います。 ・ 点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポートインフォメーションセンターについては、学校野外活動の将来展望、児童数の予測及び港で行う各種イベントの市民ニーズにもとづき、長期の施設利用見込みや社会情勢等を総合的に判断し、検討していきます。 ・ 休憩所については、利用見込や社会情勢等を総合的に判断し、施設の維持管理について検討していきます。

◆学校教育系施設① <学校施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
小学校	52	286,601.55 m ²	教育政策課
中学校	22	176,519.25 m ²	教育政策課
高等学校	1	6,445.64 m ²	教育政策課
家政高等専修学校	1	3,532.92 m ²	教育政策課
くすのき特別支援学校	1	9,808.59 m ²	教育政策課
合計	77	482,907.95 m ²	

1. 現 状

昭和30年から40年代の木造から鉄筋コンクリート造への転換や、昭和50年代の児童・生徒数が急増したことによる増築により、昭和56年より前に建設され、老朽化した校舎が多く存在しています。また、校区間により差はあるものの、将来的に少子化の傾向にあります。

昭和56年以前に建設された校舎の割合

小学校	70.2%
中学校	53.6%
計	64.4%

参考：「施設評価結果について」（平成25年9月）

2. 課 題

築後経過年数の長い施設の割合が高く、建築部材のみならず設備・配管等の老朽化も進んでいることから、今後膨大な更新コストがかかることが予想されます。

少子化の進展により、児童・生徒数及び学級数が減少し、近い将来、建物の総量としては過大となることが予想されます。

遊休空間（空き教室）については、習熟度別指導や少人数指導等、きめ細やかな個に応じた指導を行うための空間をはじめとした、多様な学習内容・学習形態への活用が期待されますが、学校での活用のみならず、地域の実情やニーズに応じて有効活用する必要があります。

小中一貫教育やコミュニティスクールの検討など、時代の要請に応えられる学校づくりを行う必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等を活用しながら、各学校の教職員による日常点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 学校での日常点検のほかに、学校施設所管課による建築基準法第 12 条にもとづく点検等も確実に実施し、建築物の不具合の早期把握に努めます。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な改修は「施設保全計画」にもとづく「改良保全」「予防保全」の中で実施しますが、計画に定める改修周期を確保するため、必要な補修や修繕については早期に実施していきます。 ・ 厳しい財政状況の中においても学校施設の健全な状態を維持するため、用務員等による補修を効果的に実施し、コストの圧縮に努めます。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設保全計画」外であっても、危険箇所を発見した場合や危険が生じると判断した時は、児童や生徒等の安全確保を最優先とし、緊急対応を行います。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な学習環境、児童や生徒等の安全の確保を第一に、少子化時代に対応した適正な学校規模、学校配置を検討します。また、地域の活動拠点や災害時における防災拠点として学校が果たしている役割を念頭に置いたうえで、地域の実情に合わせ、他の公共施設との複合化を含めた効率的な施設運用について検討します。

◆学校教育系施設② < 野外教育施設 >

施設内訳

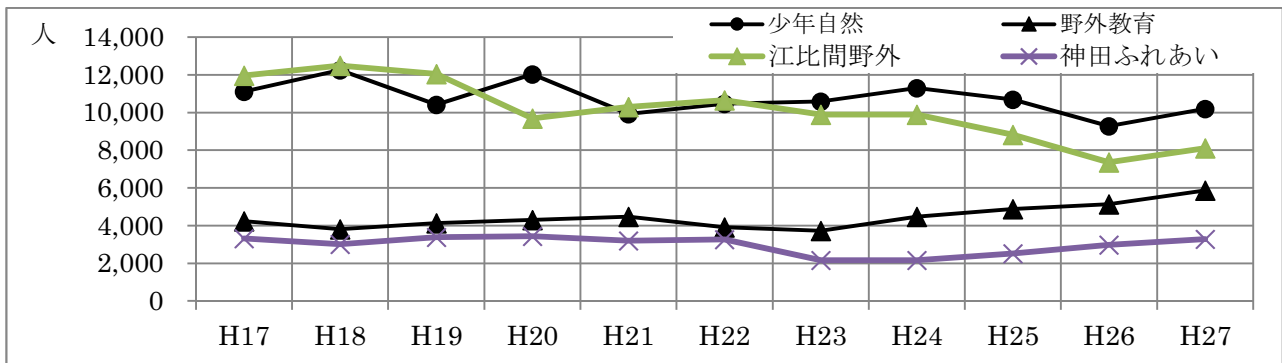
施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
少年自然の家	1	1,967.69 m ²	生涯学習課
野外教育センター	1	2,274.01 m ²	生涯学習課
江比間野外活動センター※	1	928.33 m ²	生涯学習課
神田ふれあいセンター※	1	9.90 m ²	生涯学習課
合計	4	5,179.93 m ²	

※江比間野外活動センターは全体面積を2分の1に換算、神田ふれあいセンターはシャワー室のみ保有しています

1. 現 状

(設置年度) 昭和45年度 野外教育センター / 昭和47年度 少年自然の家
昭和50年度 江比間野外活動センター / 平成7年度 神田ふれあいセンター

(利用者数)



※少年自然の家、江比間野外活動センター、神田ふれあいセンターは延べ人数。野外教育センターは実人数

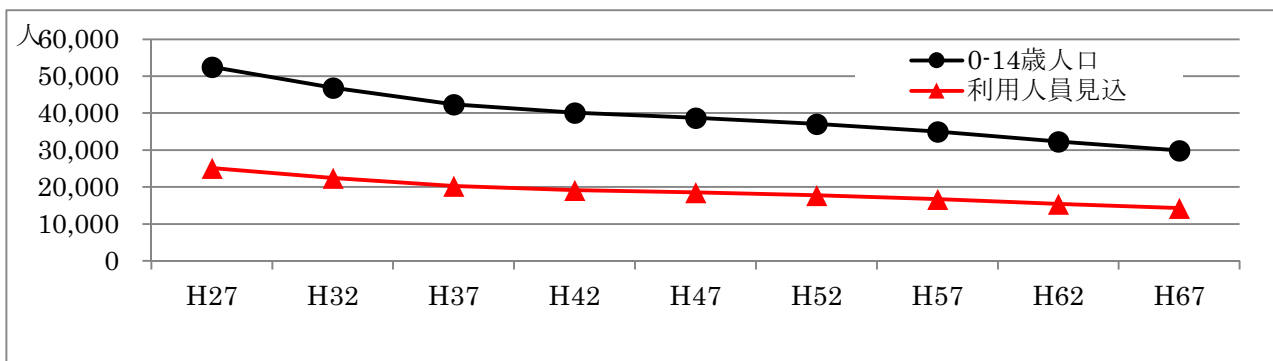
少年自然の家の利用者数は、子どもの人数が減っていることに加え、社会情勢の変化により子ども会など、青少年団体の加盟者も減っていることから減少傾向にありましたが、平成27年度は増加に転じました。

野外教育センターは、平成24年度より土日開館を実施したことから増加しています。

江比間野外活動センターは減少傾向から平成27年度は増加に転じ、神田ふれあいセンターは増加傾向にあります。

2. 課 題

(将来児童・生徒数)



※4施設合計の予想推移

児童・生徒数は今後も減少することが予想されることから、野外活動研修ができる類似宿泊施設について、統廃合を含めた施設のあり方について検討する時期にきています。

3. 課題を踏まえた取組

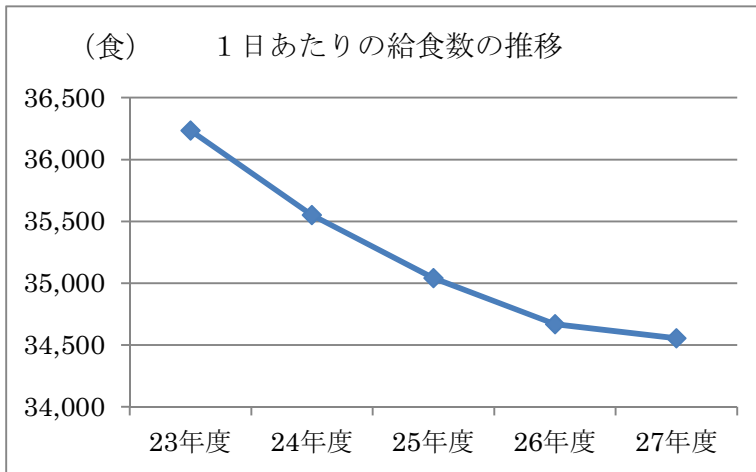
取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <p>○少年自然の家、野外教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮風の影響を受けやすい施設であるため、コンクリート壁、金属製手すり、屋上防水シートなど建物外部の劣化に特に注意を要する施設です。「施設管理者施設保全マニュアル」等を活用することで、日常点検を実施し、点検結果を記録に残すなどの対応により、早期に不具合を把握し、修繕判断を行います。また法定点検も確実に実施し適切な施設管理に努めます。 <p>○江比間野外活動センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田原市と1/2ずつ分割所有している施設ですが、日常点検、法定点検は施設に常駐している田原市職員が適切に行います。 <p>○神田ふれあいセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携しながら「施設管理者施設保全マニュアル」等を活用することで、日常点検を実施し、点検結果を記録に残すなどの対応により、早期に不具合を把握し、修繕判断を行います。また法定点検も確実に実施し適切な施設管理に努めます。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外活動を目的として多くの児童や生徒が利用する施設であることから、安全確保を最優先に考え、危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、建築部門の助言などにより、緊急性が高いものから対応します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <p>○少年自然の家、野外教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校野外教育活動の将来展望、長期の利用見込み、社会情勢等を総合的に判断し、施設の統廃合や移転などを検討します。 <p>○江比間野外活動センター、神田ふれあいセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に利用者数が大きく減少するなどの要因が認められる場合は、田原市、設楽町と協議し、効率的な施設運用について検討します。

◆学校教育系施設③ <その他施設>

施設内訳

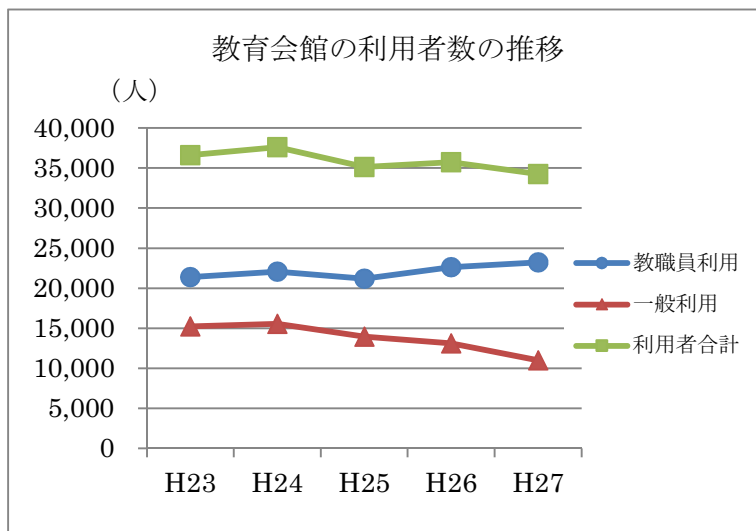
施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
学校給食共同調理場	4	11,201.86 m ²	保健給食課
教育会館	1	2,577.96 m ²	学校教育課
合計	5	13,779.82 m ²	

1. 現 状



○学校給食共同調理場

児童生徒数の減少とともに、1日あたりの食数も徐々に減少しています。



○教育会館

教育会館の利用者数の推移は、ほぼ横ばいとなっています。中核市移行に伴い教職員研修を本市で行っており、教職員研修の施設として安定的に利用されています。

2. 課 題

○学校給食共同調理場

老朽化する施設の更新が必要となっていますが、給食を食べる子どもの減少に伴い、施設のあり方を整理する必要があります。

○教育会館

教育会館の設置から20年以上が経過していますが、今後も教職員研修の実施の予定があるため、継続して活用していきます。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため、「施設管理者施設保全マニュアル」等により日常点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検は、今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。 <p>○学校給食共同調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理場は熱源機器を利用した様々な機器を取り扱うため、取扱には十分注意し、消防設備や電気設備等の点検を確実に実施するとともに、日常的に職員による目視点検及びメンテナンスを実施します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設保全計画」にもとづき「予防保全」を行います。 ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 <p>○学校給食共同調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに安全安心な給食を提供するため、食材の品質状態や異物混入等事故が発生しないよう施設や設備の維持管理には十分に注意を払います。また、調理場は機械設備の占める割合が多く、確実に給食が実施されるよう必要不可欠な設備や機器については、計画的に修繕や更新を行います。 ・調理場は老朽化している施設や老朽化の進行が予測される施設があり、定期的な施設修繕や設備更新を行う必要があります。現状を把握し、計画的な修繕や更新を行うよう努めます。
<p>③安全確保の実施</p> <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、最優先で対応し、一般利用者や教職員、並びに給食を食べる子どもたちの安全を確保します。 <p>○学校給食共同調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理業務においては、野菜の切裁機や調理釜等、重大な事故につながる恐れのある機器を多く使用するため、それらを使用する調理員は常に注意を払い安全意識を持ち対応します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <p>○学校給食共同調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒数の推計にもとづく食数の変動をもとに、統廃合や再整備を検討します。 <p>○教育会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して活用していく施設のため、統合や廃止の予定はありません。

◆子育て支援系施設① <保育所等>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
保育園	5	4,247.08 m ²	保育課
高山学園	1	1,035.13 m ²	保育課
児童クラブ※	50	1,498.51 m ²	こども家庭課
合計	56	6,780.72 m ²	

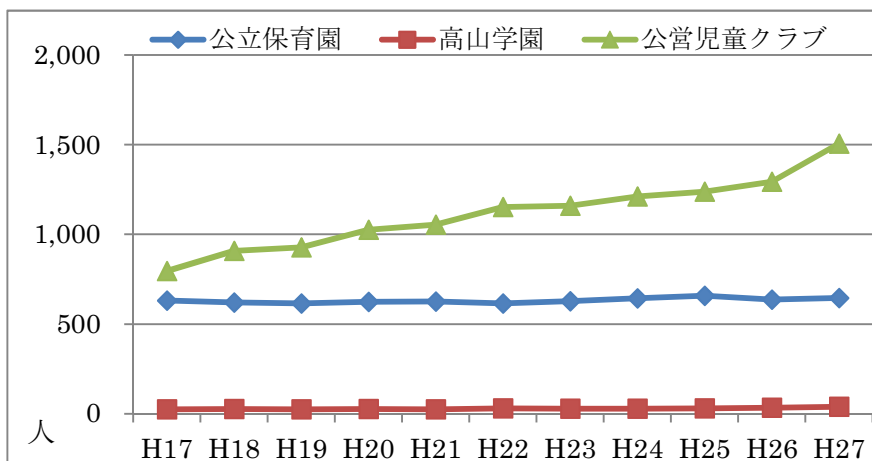
※建物延べ面積は、専用室15クラブの合計面積です。児童クラブは、50クラブのうち15クラブが専用室（建物）により運営されており、残りの35クラブは小学校の空き教室、校区市民館、民間施設により運営されています

1. 現 状

(利用対象者)

保育園…0歳から5歳までの保育を必要とする未就学児童（児童福祉法にもとづく児童福祉施設）
 高山学園…3歳から5歳までの療育を必要とする未就学児童（児童福祉法にもとづく児童福祉施設）
 児童クラブ…保護者が昼間に労働等で家庭にいない小学校就学児童（児童福祉法にもとづく事業）

(実利用人員数)



少子化の影響により、本市の児童数は減少傾向にあります。保護者の就労形態の変化により、公立保育園及び高山学園の利用者数はほぼ横ばいとなり、開設クラブが増えたことから公営児童クラブは年々増加しています。

※各年5月1日時点での実利用人員数

(施設老朽化の現状)

保育所…5園のうち4園は昭和50年前後に整備された施設で、部分的な修繕が頻繁に必要となっています。

高山学園…平成25年度に改築を行った新しい施設です。

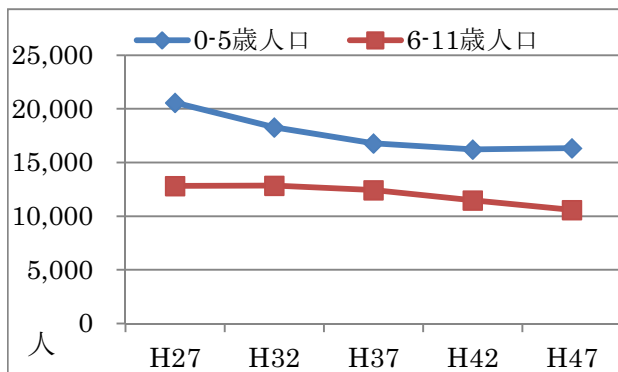
児童クラブ…専用室はいずれの施設も平成10年代以降に整備した比較的新しい施設です。

2. 課題

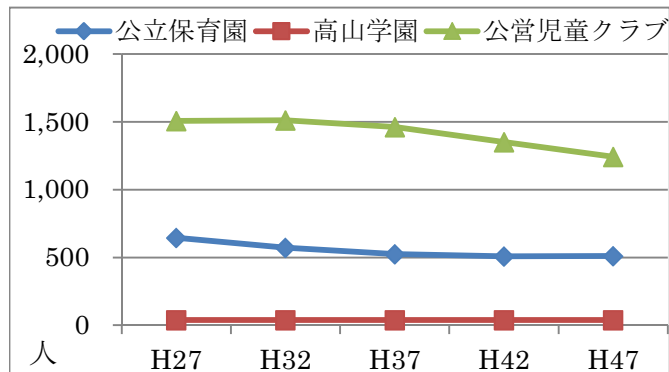
(児童の減少への対応)

子育て世帯の保護者の就業率が上昇傾向であり、保育園・児童クラブの利用ニーズは高まると考えられるため、中期的には現状の施設数の維持が必要となります。しかし、今後も少子化が更に進み、児童数の減少が著しい場合は、施設のあり方を見直す必要があります。

人口推計



実利用人員数見込み



※0-5歳人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」を元に推計

※6-11歳人口については、「小中学校別の児童・生徒数将来推計」より公営児童クラブのある校区のみ抜粋

3. 課題を踏まえた取組

取組内容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため、「施設管理者施設保全マニュアル」等により日常点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・児童が利用する施設であることから、通常使用では発生しないような不具合等が考えられるため、トイレ、水道、ロッカーなど児童が頻繁に利用する箇所は注意して日常点検を行います。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数、目視や操作等のほか、業務委託にもとづく法定点検等により更新が望ましい設備については計画的に修繕を行います。 ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。また、保育等の支障があると判断した場合は、至急修繕を行います。 ・良好な保育等環境を整備するため、水道や空調機器等の設備を更新していきます。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来展望、児童数の予測にもとづき、公立施設としての役割を視野に入れ、長期の施設利用見込み、社会情勢等を総合的に判断し、施設の統廃合や移転などを検討します。 ・特に公営児童クラブについては、小学校区単位で運営する特性があるため、小学校の動向をはじめ、小学校の遊休空間（空き教室）の活用や校区市民館利用について調整を図りながら専用室の存続等を検討します。

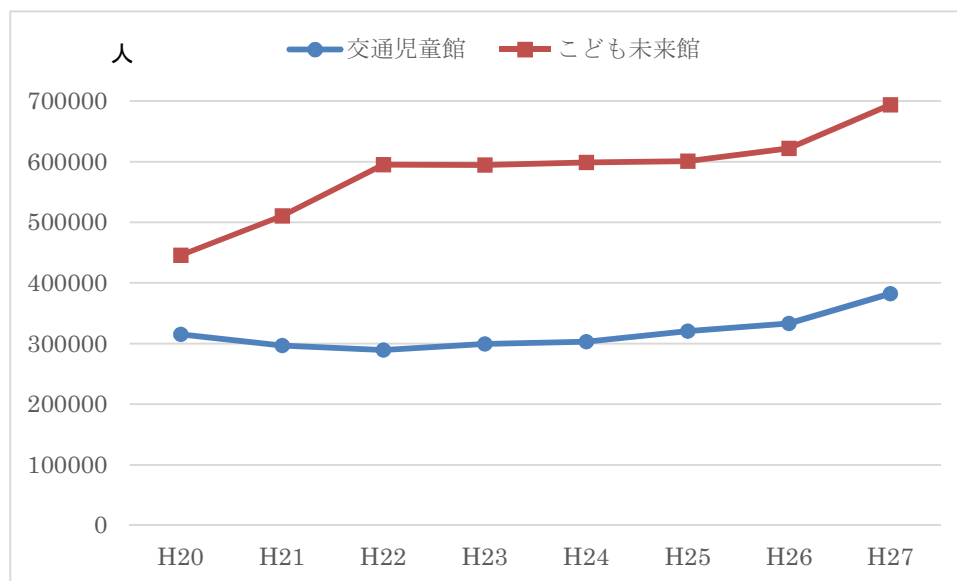
◆子育て支援系施設② <幼児・児童施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
交通児童館	1	947.00 m ²	こども未来館
こども未来館	1	7,214.72 m ²	こども未来館
合計	2	8,161.72 m ²	

1. 現 状

(設置年度) 昭和44年度 交通児童館 / 平成20年度 こども未来館
(利用者数)



交通児童館、こども未来館ともに利用者数は微増傾向にあります。

(施設老朽化の現状)

交通児童館 平成5年に全面リニューアルを行っていますが、それから約20年を経過しており、全体的な経年劣化が進んでいる状態です。

こども未来館 平成20年にしゅん工した比較的新しい施設ですが、修繕を必要とする箇所が生じ始めている状況です。

2. 課 題

交通児童館は、リニューアル後20年を経過し再度大規模な改修・改良が必要です。こども未来館は、長期間利用できるようにするためにも修繕等が必要です。

交通児童館は市内唯一の児童館として、また、こども未来館は他に例が少ない多世代交流施設であるとともに子育て支援拠点施設として非常に重要な建物であり、適切な維持管理により、安全かつ利用しやすい施設運営が求められます。

また、両施設とも指定管理施設であるため、修繕等を適時に行うように指定管理者と調整していく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設管理者施設保全マニュアル」等により日常点検を実施し、指定管理者からは、点検や修繕の結果の報告を受け、施設が良好な状態であるようにします。 ・毎月行う指定管理者との連絡調整会議で点検や対応が行われているか、確認します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数、目視や操作等のほか、法定点検等により更新が望ましい設備については計画的に修繕を行います。 ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した場合は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・計画的な維持管理、修繕、更新等を行うため、指定管理者と長期的な修繕計画を作成し、連絡調整会議の場などを活用して情報共有を図ります。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、特に子どもを対象の中心とした施設であることを踏まえて利用者の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両施設とも重要な子育て支援施設であるため、現状では統合や廃止の予定はありません。

◆医療・保健福祉系施設① <医療・保健施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
市民病院※	1	57,083.18 m ²	市民病院管理課
保健所・保健センター	1	7,681.40 m ²	健康政策課
こども発達センター	1	3,827.98 m ²	健康政策課
休日夜間急病診療所	1	872.46 m ²	健康政策課
休日夜間・障害者歯科診療所	1	95.40 m ²	健康政策課
看護専門学校	1	4,374.62 m ²	健康政策課
合計	6	73,935.04 m ²	

※市民病院附属産院（1施設）を含んでいます

1. 現 状

○市民病院

市民病院は、市民がいつでも安心して医療を受けられるよう、救急医療・高度専門医療をはじめとした安全で質の高い医療を提供する東三河の中核病院です。

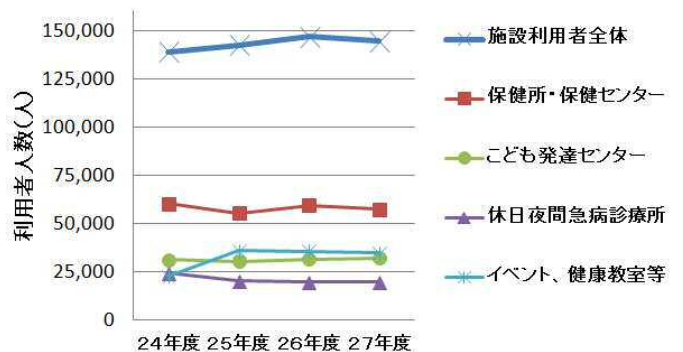
建設後 20 年が経過し、建具等可動部分の不具合、受電・照明設備・自動火災報知設備・放送設備等電気設備の故障、舗装の劣化等設備の老朽化が顕著になっています。

○ほいっぷ

「ほいっぷ」は、「健康づくり拠点・健康あんしん拠点・こどもの療育支援の拠点」である保健所・保健センター、こども発達センターと休日夜間急病診療所、休日夜間・障害者歯科診療所などが一体となった複合施設です。

施設についてはユニバーサルデザインに配慮して乳児から高齢者の方まで使いやすく設計されています。

ほいっぷ利用者人数



○看護専門学校

(設置年度) 平成8年度

(在籍学生数 H28.4.1)

	1年	2年	3年	計
1科	41	37	39	117
2科	40	43	36	119
計	81	80	75	236

(入学志願者数・入学者数)

	志願者数	入学者数
1科	101	40
2科	59	39
計	160	79

看護専門学校は地域医療を確保するために必要不可欠な看護師を養成する公共施設です。主たる実習施設として隣接する豊橋市民病院等で実習を行っています。

2. 課題

○市民病院

平成28年度に完成した高度放射線棟等に伴う既存施設の内部改修や、今後整備を予定している手術センター棟と並行して、該当部分の更新を順次行っていく計画ですが、建築に係る部分や施設全体に網羅された設備を更新する際、いかに病院機能を停止させずに施工していくかが課題です。

○ほいっふ

平成22年4月にオープンして以来、14万人程度の利用人数で推移しています。

今後も保健、医療、福祉を担う拠点として現在の施設を有効に利用していきますが、施設使用開始16年目以降に大規模修繕を実施する必要があり、事前に必要な修繕の助言・提案について維持管理契約を行っているPFI事業者と協議、決定する必要があります。

○看護専門学校

看護学生が安心して学業に専念できる環境を提供するためには、最低限の設備面（トイレ、給排水設備、空調設備、照明等）の維持・更新が必要となっています。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施します。 ・「ほいっふ」は、施設利用者は乳児から高齢者の方までと幅が広いとため、日常点検は見落としやすい低い位置についても危険が無いように点検を実施していきます。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持し、耐用年数、目視や操作等のほか保守点検業務にもとづく法定点検等により更新が望ましい設備については計画的に修繕を行います。 ・大規模修繕等について、今後の方向性を検討し、計画的に実施します。 ・「ほいっふ」は、PFI契約により計画修繕にもとづいて修繕を行いますが、施設、設備の維持管理を施設担当職員も実施し、施設維持管理につながる使用方法等についても検討します。
<p>③安全確保の実施</p> <p>施設利用者の安全を最優先し、施設機能維持を確保します。</p>
<p>④統合や廃止の考え方</p> <p>現状では統合や廃止の予定はありません。</p>

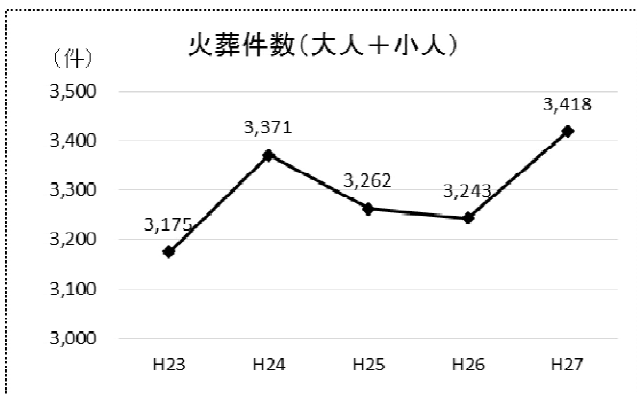
◆医療・保健福祉系施設② <衛生施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
斎場	1	1,969.15 m ²	福祉政策課
霊苑	2	142.06 m ²	福祉政策課
墓地※	3	193.71 m ²	福祉政策課
合計	6	2,304.92 m ²	

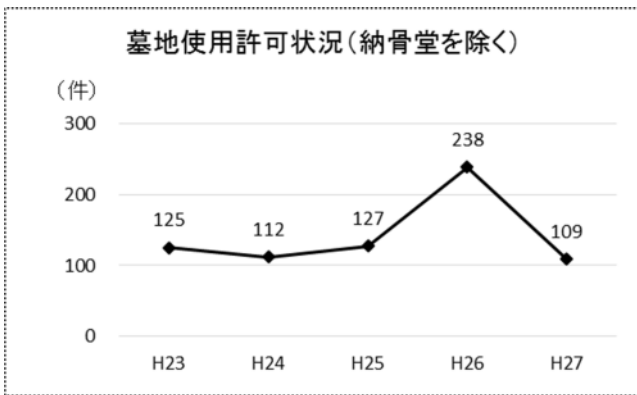
※3施設のうち建物が存在しない施設が2施設あります

1. 現 状



斎場の火葬件数については、過去5年間は大きな変動はありません。

施設については、昭和51年に火葬棟、昭和52年に白ヶ池会館が開設され、平成15年に改修工事を行ったものの老朽化が進んでいます。

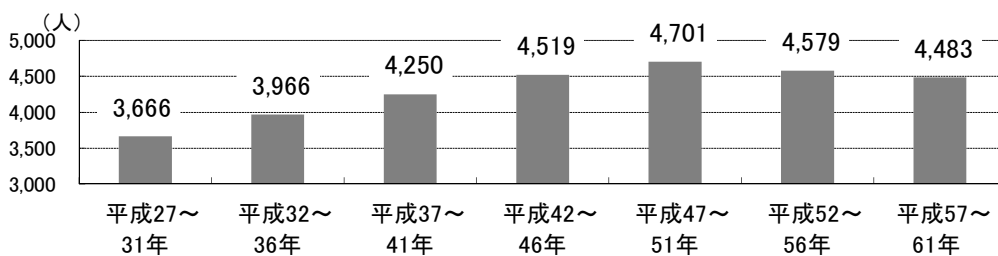


霊苑、墓地については、平成26年度に再貸出を行い、許可件数が増えましたが、現在、梅田川霊苑以外にはほとんど空きはありません。

2. 課 題

年間死亡者数予測

(豊橋市斎場再整備計画より)



死亡者数は当面増加を続け、平成47～51年の年間4,701人でピークを迎え、その後、4,500人程度で推移します。そのため、火葬、墓地需要が増加することは間違いなく、老朽化が進んでいる斎場の再整備と梅田川霊苑の整備を着実に進めていく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により日常点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 斎場においては、高齢者や子どもまで様々な方が利用することから、特に白ヶ池会館の階段段差や隙間などの危険箇所のチェックなど、利用者層に配慮した点検を重点的に行います。 ・ 墓地及び霊苑内の鉄柵等老朽化が進んでいる箇所については重点的に点検を行います。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の目視や操作の状況、施設の耐用年数、法定点検結果等から、更新が望ましいと判断される設備については計画的に修繕を行います。 ・ 点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・ 斎場においては、火葬業務に支障をきたさないよう、火葬炉設備の適切な維持管理や修繕を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場においては、様々な市民が利用し、また会葬者の心情に十分に配慮する必要があることから、斎場棟及び白ヶ池会館内で危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。 ・ 墓地及び霊苑においては、墓参者に危険が生じないよう、台風等による倒木等が発生した場合には速やかに対応し、施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の特異性から統合や廃止は難しいと判断しています。

◆医療・保健福祉系施設③ <地域・高齢福祉施設>

施設内訳

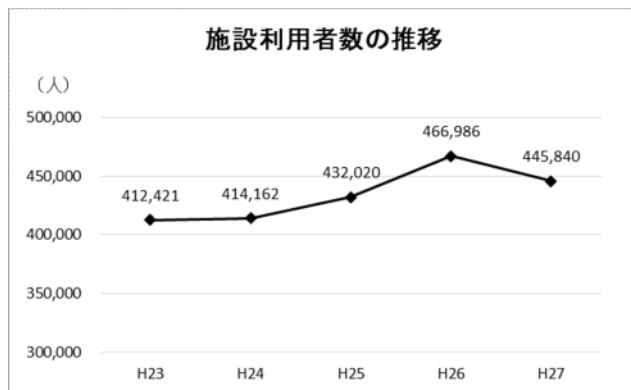
施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
地域福祉センター	3	5,592.59 m ²	福祉政策課
老人福祉センター	5	2,737.55 m ²	長寿介護課
老人憩の家	3	488.00 m ²	長寿介護課
高齢者活動センター	2	1,190.59 m ²	長寿介護課
合計	13	10,008.73 m ²	

1. 現 状

(管理運営)

市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的とする指定管理者制度を導入しています。地域の福祉ニーズに応じた各種講座やイベント等の自主事業の実施により、高齢者を中心に施設利用の促進を図っています。

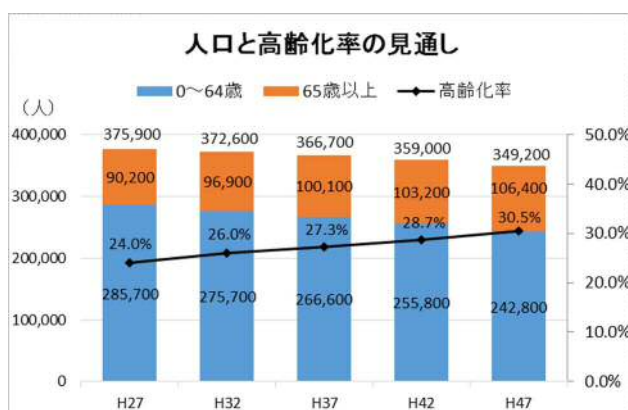
(利用者数)



高齢化の進行による高齢者の増加や、それに対応した自主事業の充実等により、施設利用者数は増加傾向にあります。

2. 課 題

(高齢者の増加への対応)



高齢化の進行により今後も高齢者数は増加していく見込みです。価値観や生活様式の変化により増加・多様化する福祉ニーズに対応するため、アンケートを活用するなど利用者の声を把握しながら、満足度の高いサービスを提供していく必要があります。

(高齢者の施設利用への対応)

主な利用者が高齢者であることから、身体の機能低下等に配慮し、より安全性を重視した維持管理に努めていく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 法定点検は今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。 ・ 手すりなどの設備に不具合がないかの確認や、段差や隙間などの危険箇所のチェックなど、利用者層に配慮した点検を重点的に行います。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・ 「施設保全計画」にもとづき「予防保全」と「改良保全」を行います。 ・ 高齢者は加齢に伴い視力や聴力、筋力などの身体能力が低下するため、修繕や更新等の機会をとらえ、施設設備の機能向上を図るなどの配慮を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。 ・ 高齢者は体温調節機能の低下により、夏は熱中症を起こしやすく、冬は体が冷えやすい状態となる傾向があるため、空調設備の適正稼働に努めます。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉ニーズに応じた自主事業の開催や関連福祉団体との連携により、施設利用を促進します。

◆医療・保健福祉系施設④ <その他施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
総合福祉センター	1	6,068.27 m ²	福祉政策課
障害者福祉会館	1	4,153.67 m ²	障害福祉課
総合老人ホームつつじ荘	1	5,292.56 m ²	総合老人ホーム
更生保護会館	1	342.06 m ²	福祉政策課
合計	4	15,856.56 m ²	

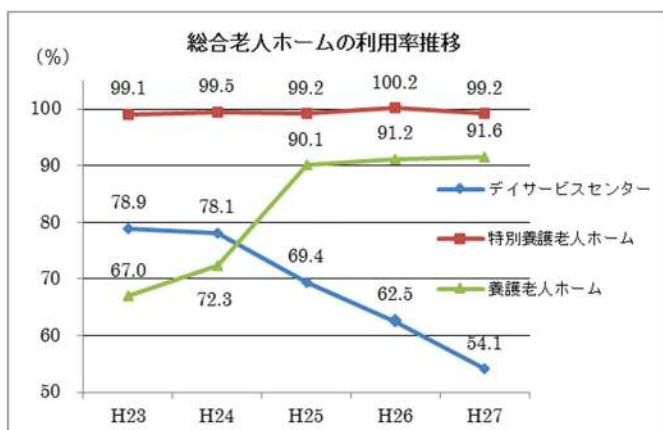
1. 現 状



総合福祉センターと障害者福祉会館は指定管理者制度を導入し、地域の福祉ニーズに応じた各種講座や教室、イベント等を実施して施設の利用促進を図っています。

障害者福祉会館は、利用者数が増加しているものの、総合福祉センターは、喫茶コーナーや軽作業訓練室の利用者数の減少により、全体の施設利用者も減少傾向にあります。

また、更生保護会館は、保護司会を始めとした更生保護団体の活動拠点として昭和41年に設置されました。平成23年度には会館内に「更生保護サポートセンター」が設置されたことに伴い、団体の活動も活発化し利用者が増加しています。



また、総合老人ホームは、特別養護老人ホームに多くの入所待機者がいること、養護老人ホームも市内唯一の施設であること等から利用率、市民ニーズ共に高くなっていますが、デイサービスセンターは市民ニーズが高いものの、市内の事業所数が増加傾向にある等の理由から、利用率は平成23年度をピークに減少しています。

2. 課 題

高齢者や障害者の数は増加傾向にあり、今後施設に対する需要も増加していくことが見込まれることから、施設利用者のニーズに対応したサービス提供に努め、施設利用を促進していく必要があります。

また、今後、施設の経年化が進み、設備機器等の不具合の発生が予想されるため、日常点検を適切に行うとともに、計画的な修繕・更新により安全性に配慮した施設の維持管理を実施していく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検は今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。 ・高齢者や障害者の利用が多く、また、老朽化が進んでいる施設もあることから、各設備に不具合がないかの確認や、階段や段差等の危険箇所のチェックなど、利用者層に配慮した点検を重点的に行います。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・利用者にとって利用しやすい施設になるよう、修繕や更新等の機会をとらえ、施設設備の機能向上を図るなどの配慮を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多くは心身にハンディキャップを負っていることから、危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は速やかに対応し、施設利用者の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉センターや障害者福祉会館については、地域の福祉ニーズに応じた自主事業の開催や関連福祉団体との連携により、施設利用を促進します。 ・総合老人ホームや更生保護会館については、施設利用見込や今後の社会情勢等を総合的に判断し、施設の将来を検討していきます。

◆その他施設 <その他施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
競輪場	1	18,789.48 m ²	競輪事務所
職員会館	1	1,758.10 m ²	資産経営課
資源化センター余熱利用施設	1	4,396.45 m ²	健康増進課
公衆トイレ	2	12.70 m ²	公園緑地課
ふれあい農園	3	55.37 m ²	農業支援課
憩の場	2	33.64 m ²	農地整備課
漁村コミュニティ施設	3	52.19 m ²	農地整備課
合計	13	25,097.93 m ²	

1. 現 状

その他施設は、設置目的が他の分類に属さず設置年度や利用形態も様々ですので、以下主な施設について述べます。まず、競輪場は昭和24年から事業を開始し、車券売上は近年、特別競輪を開催した年以外はおおむね横ばいで推移しています。

また、職員会館は昭和57年に開館しましたが、貸会議室の利用者は減少傾向にあり、一部の貸会議室を閉鎖して貸事務所として活用しています。

資源化センター余熱利用施設は、PFI手法で建設・運営されており、平成19年にオープンして以来利用者数は堅調に推移しており、年間で約16万人の利用者がいます。

2. 課 題

老朽化に対する維持・更新以外の課題は施設によって様々です。競輪場では、収益確保に向けて様々なサービスや施設の改善に取り組む必要があり、施設の更新や発売形態の変化への対応及び周辺環境へ配慮をしたコンパクトな競輪場に向けた施設の集約が課題です。

また、職員会館は、普通財産であるものの、貸会議室利用者の減少もあって維持費用に対して収益が少なくなっていることが課題です。

資源化センター余熱利用施設は、PFI事業契約満了後、次の契約へ移行していくことになるため、耐用年数を見据えた改修範囲を特定し、施設の改修を行ったうえで次のステップへ向かうのかどうか検討が必要です。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により利用形態を意識した点検を実施します。 ・ P F Iにより維持管理を行っている施設は、事業契約後に制度等が変更となった場合、その都度必要性等を精査して対応していきます。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、施設の健全な状態を維持するとともに、「施設保全計画」にもとづく「予防保全」と「改良保全」を行います。 ・ 競輪場においては、維持管理や修繕のほか、「豊橋競輪場施設等整備計画」にもとづき、コンパクトな競輪場を目指し、中長期的な施設等の整備に取り組んでいきます。 ・ P F Iにより維持管理を行っている施設は、その要求水準に沿った維持管理、修繕や更新等を行っていきます。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性を最優先で考え、危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、速やかに対応して施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競輪場は、車券売上や入場者の状況並びに社会情勢等を把握しながら、長期的な展望に立った施設のあり方を検討します。 ・ 職員会館は、貸事務所や貸会議室などの需要が低下し、費用対効果が見込めない場合は、用途変更により他の活用を図ります。 ・ 資源化センター余熱利用施設は、施設の動力の一部に資源化センターの余熱を利用していることから、施設運営環境や施設利用者の状況を勘案しあり方を検討します。

◆行政系施設① <庁舎施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
市役所	1	60,219.77 m ²	資産経営課
窓口センター※	8	1,251.45 m ²	市民課
まちなか活性課事務所	1	499.65 m ²	まちなか活性課
土木維持事務所	2	3,375.74 m ²	道路維持課
合計	12	65,346.61 m ²	

※駅前窓口センター分（賃借）の建物延べ面積を除いています

1. 現 状

市役所庁舎は、市民サービスを提供する行政の拠点施設であるとともに、台風などによる風水害、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限にとどめるために、災害対策本部を設置する災害対策活動の拠点施設でもあります。

窓口センター事務取扱件数は、人口減少等の社会情勢により緩やかな減少傾向にありますが、市民課全体における事務取扱件数に対する窓口センター事務取扱件数の占める割合は50パーセント台半ばでほぼ横ばいとなっています。

まちなか活性課事務所は、昭和47年度に建築され、まちなかに立地しているという特性を生かし、再開発関係者、商業者等との会議や本庁の様々な課が会議等に活用しています。

土木維持事務所は、平成5年度に土木維持事務所東部出張所、平成7年度に土木維持事務所を建設し、日常の道路点検パトロールや市道の応急的な維持、補修を行っています。

2. 課 題

複雑多様化する行政需要に対応し、市民サービスの向上を図るための施設の改修や、災害対策活動を円滑に実施するための施設の強靱化に加え、庁舎の老朽化による設備の不良、故障なども発生し、今後大規模な改修が必要となってくることから、計画的に工事、修繕を行っていく必要があります。

窓口センター事務取扱件数は、人口減少等の社会情勢や個人番号カードを利用したコンビニ交付の導入等により、緩やかに減少していくものの、社会の高齢化により、身近な窓口としての存在意義はより一層重要なものとなることが想定されることから、施設のあり方を検討する必要があります。

まちなか活性課事務所は、今後、まちなかの業務量の増加が見込まれ、再開発関係者、商業者等のニーズに応えるため、適切な管理を行い活用していくことは重要です。しかし、エレベーターの改修等、維持管理費がかかることが想定されるため、施設全体の活用方法の検討を行う必要があります。

土木維持事務所は、日常の道路点検パトロールや市道の応急的な維持、補修を担当しており、その役割は市民生活に大きく影響を与えることから、今後も施設機能を維持していく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により日常点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検は、今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口センターの将来展望、人口数や高齢者数の推計にもとづき長期的な施設利用者見込みを総合的に判断し、統廃合を含めた施設のあり方を検討します。 ・まちなか活性課事務所は、中心市街地活性化事業及び再開発事業の進展により、さらなる活用が見込まれることから、まちなかの拠点として有効活用を図っていきます。 ・土木維持事務所は、生活道路等の日常の点検、パトロールや応急的な維持、補修を行い、市民生活、経済活動にとって重要な役割を担っていることから、今後も機動力を活かした道路系インフラの拠点としていきます。

◆行政系施設② <消防施設> その1

施設内訳

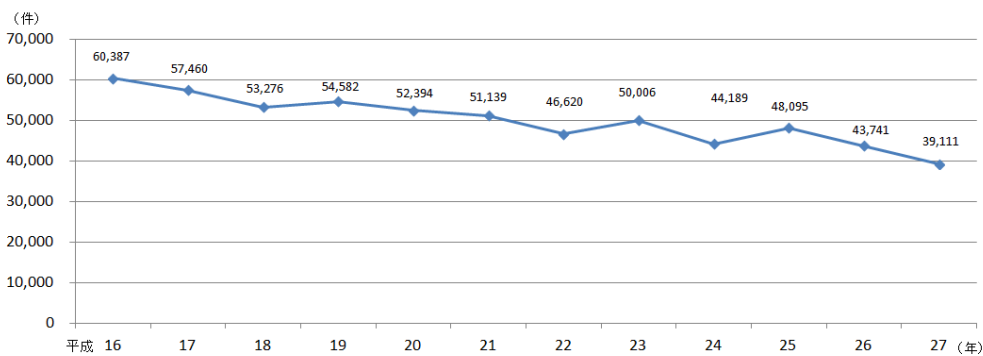
施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
消防署（所）	8	11,772.57 m ²	消防本部総務課
合計	8	11,772.57 m ²	

1. 現 状

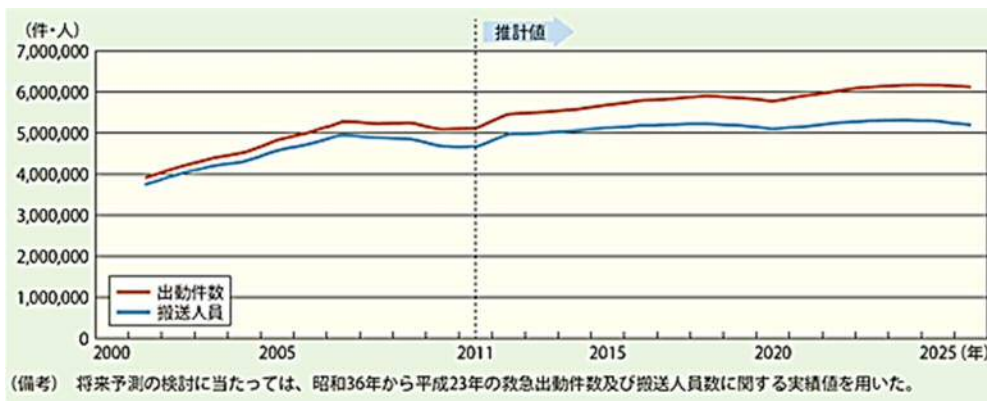
消防業務をとりまく現状は、火災件数は減少傾向、救急件数は増加傾向を示し、本市の状況にあってもほぼ同様の推移を示しています。

大規模地震や風水害等の大規模災害、社会環境の変化による複雑多様化する火災・救助事故や高齢化社会の進展に伴う救急需要の増など、消防体制に求められる期待は高くなってきています。

◆火災件数の推移（全国）



◆救急出動件数等の推移（全国）



※高齢化社会の進展に伴い救急需要は増加傾向を示している。

2. 課 題

大規模地震や風水害等の大規模災害、複雑多様化する火災・救助事故や高齢化社会の進展に伴う救急体制の充実強化を推進するため、災害活動拠点としての消防庁舎機能（敷地面積の確保など）を強化していく必要があります。

都市計画道路の整備状況や人口減少社会を受けたコンパクトシティ化の状況、また、東三河地域での消防広域連携の状況を見据え、適切な出動体制が確保されるよう、消防署（所）の配置の見直しも視野に入れ対応を図る必要があります。

今後増員が見込まれる女性消防職員について、働きやすい職場環境の整備を図る必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動拠点としての消防署（所）を常に万全の機能が発揮されるよう維持管理を実施します。 ・早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検は、今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い、施設を健全な状態に維持します。 ・「施設保全計画」にもとづき「予防保全」と「改良保全」を行います。 ・「改良保全」の保全工事に合わせ、消防署（所）に求められる機能を強化します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、職員及び施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備状況や人口減少社会を受けたコンパクトシティ化の状況、また、東三河地域での消防広域連携の状況を見据え、確実な消防防災活動体制が確保されるよう、消防署（所）の配置の見直しも視野に入れ対応を図ります。

◆行政系施設② <消防施設> その2

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
消防団器具庫・詰所※	80	4,751.41 m ²	消防本部総務課
合計	80	4,751.41 m ²	

※建物延べ面積は、賃借分を除いています

1. 現 状

1 消防団員の確保とサラリーマン化

消防団は通常の火災出動に加え、地震や風水害が発生した場合には、住民の避難誘導など、地域に密着した組織力を活かし、地域における中核的な存在として、その果たす役割は大きくなっています。

豊橋市消防団においては、国の統計に比べ団員の減少率はゆるやかであるが、団員確保に苦慮しているのが現状です。また、消防団員の被雇用者（サラリーマン）の割合が70%を超える状況にあり、日中の災害対応力の低下についても危惧されています。

2 消防団器具庫・詰所の土地所有者について

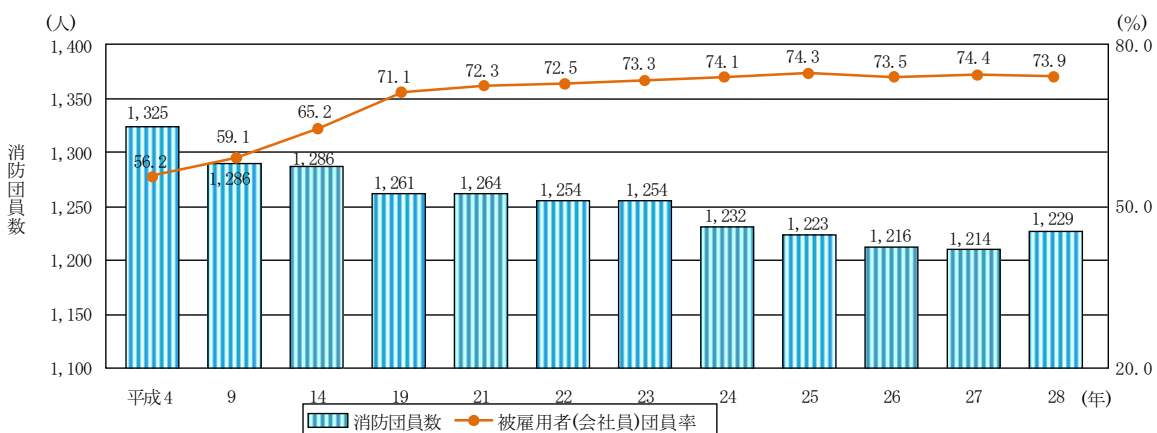
消防団の器具庫・詰所は、市有地（32か所）をはじめ、町有地（22か所）、神社地等（13か所）、市有地・民間地（13か所）であり、さまざまな所有形態の土地に建設されています。

地権者の状況により土地の返還を求められる可能性もあります。

【消防団員数等の推移（各年度4月1日現在、25年度は5月1日現在の数値）】

年 度		23	24	25	26	27	H23⇒27 減少率
全国	団員数（人）	879,978	874,193	868,872	864,347	859,995	2.3%
豊橋市	団員数（人）	1,238	1,232	1,223	1,216	1,214	1.9%
	女性団員数（人）	8	9	10	11	11	
	機能別団員（人）	5	5	6	5	10	
	平均年齢（歳）	32.0	32.0	32.0	32.5	32.9	

【豊橋市消防団員の被雇用者化の推移】



2. 課 題

今後も、少子化による人口減少、就業構造の変化に伴う自営業の減少・サラリーマンの増加により、消防団員の確保が困難な状況が続くことが見込まれることから、複数部で組織される分団については適正な部数への見直しを検討し、地域防災力の低下を招かぬよう機能の集約を図る必要があります。

部の統廃合については、各地域の歴史や実情によるところが大きく影響することから、地元自治会や分団と協議し慎重に進める必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

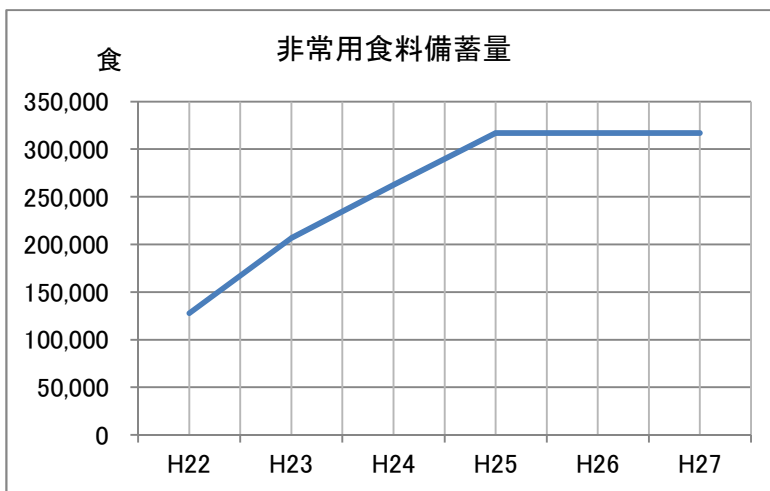
取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動拠点としての消防団器具庫、詰所を常に万全の機能が発揮されるよう維持管理を実施します。 ・早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・法定点検は、今後も確実に実施し点検結果を記録に残します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、修繕を行い、施設を健全な状態に維持します。 ・計画的に「予防保全」と「改良保全」を行います。 ・「改良保全」の保全工事に合わせ、消防団器具庫、詰所に求められる機能を強化します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、団員及び施設を利用する人の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会や分団と協議し、適正な部数への見直しを検討し、地域防災力の低下を招かぬよう適正な組織体制へと集約を図ります。 ・「施設廃止計画」にもとづき目的を失った施設を廃止します。

◆行政系施設③ <防災施設>

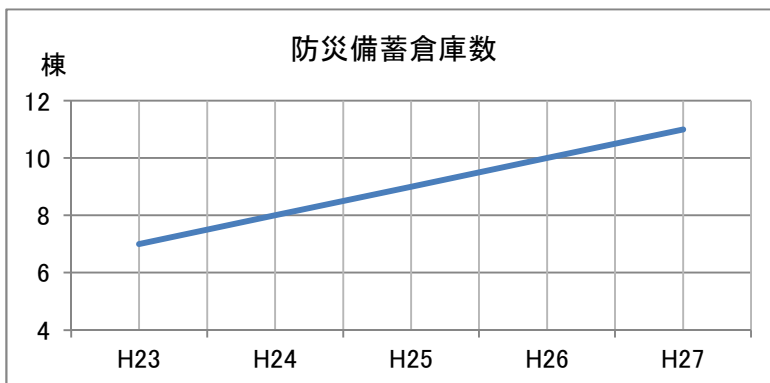
施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
水防倉庫	6	279.78 m ²	防災危機管理課
防災備蓄倉庫	10	2,000.71 m ²	防災危機管理課
防災器材庫	1	92.74 m ²	防災危機管理課
合計	17	2,373.23 m ²	

1. 現 状



東日本大震災以後、備蓄品の増強を図っており、非常用備蓄食料については、平成25年度に備蓄目標の316,800食に到達しました。備蓄食料以外にも、災害用毛布や生活用品など、想定避難者数に対応した生活用資機材の整備を進めてきました。



備蓄品や資機材の増強に対応するため、防災備蓄倉庫の建設を計画的に進めています。

2. 課 題

○防災備蓄倉庫

非常用食料や飲料水の備蓄は、被害予測調査による想定避難者数をもとに必要量を算出し、整備を進め目標値に達しましたが、今後は備蓄計画に従い計画的に更新し、増強していく必要があります。また、平成26年度に公表した被害予測調査結果をもとに備蓄計画を見直しましたが、今後新たな被害予測調査が行われた場合には想定避難者数の変更が見込まれます。その際は、備蓄計画の見直しが行われるため、倉庫施設全体の必要規模について計画に応じた見直しが必要となります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため「施設管理者施設保全マニュアル」等により点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・期限がある日用品や非常用食料及び資機材等の数を定期的に点検把握し、記録していきます。倉庫内には生活用品や非常用備蓄食料等及び資機材等が保管されているため、いつでも使えるよう、建物を定期的に点検し、記録します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や不具合や故障が生じると判断した時は修繕を行い、災害時に使用できなくならないように施設の健全な状態を維持します。 ・日用品や非常用食料及び資機材等について、備蓄計画に従い計画的に更新していきます。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管されている物をいつでも使える状態に保つよう、日用品や非常用食料の更新及び資機材等の整備を図り、また危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、早急に対応し、施設利用者の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害想定の見直しに伴う想定避難者数の変更等により、倉庫に保管する備蓄量が大幅に変更となる場合は、既存施設の活用や用途変更を検討します。

◆行政系施設④ <環境施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
資源化センター	1	36,278.49 m ²	施設課
環境センター	3	10,419.98 m ²	業務課
圧縮積替ボックス建屋	11	365.64 m ²	業務課
資源リサイクルセンター	1	1,563.48 m ²	施設課
プラスチックリサイクルセンター	1	3,191.87 m ²	施設課
廃棄物最終処分場	1	605.78 m ²	埋立処理課
浸出水処理施設	2	719.39 m ²	埋立処理課
合計	20	53,144.63 m ²	

1. 現 状

○収集施設（環境センター、圧縮積替ボックス施設）

環境センターは、市内を3分割し（東部・南部・西部）、それぞれにごみ収集車両の基地としての機能を設けています。加えて、東部環境センターには、収集ごみの搬送効率を高めるための中継施設と、それに付随する污水处理施設があります。また、西部環境センターには、平成23年10月に中継施設から用途変更したこわすごみの選別ヤードがあります。

その他、一部の県営・市営住宅に、ごみステーションに代わる圧縮積替ボックスがありますが、指定ごみ袋制度の導入に伴い、平成28年度から機能を停止しています。

○中間処理施設（資源化センター、資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンター）

ごみの焼却及び再利用の機能を持つ資源化センター（昭和55年稼働）には、平成2年度に増設した焼却施設3号炉と平成14年度に更新した焼却施設1・2号炉があります。また、し尿・浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設や剪定枝のリサイクル施設を併せて設けています。

リサイクル施設としてはその他にも、びん・カンとペットボトルを選別、再利用するための資源リサイクルセンター（平成2年稼働）やプラスチックの選別、再資源化するためのプラスチックリサイクルセンター（平成17年稼働）があります。

○廃棄物最終処分施設（埋立処分場、浸出水処理施設）

うめのごみや資源化センター等からの中間処理残さを最終処分するための埋立処分場は、既に埋立を完了している第4次及び第5次Ⅰ・Ⅲ工区と現在埋立中の第5次Ⅱ工区及び第6次Ⅰ工区があります。また、これらの埋立処分場から出る浸出水の水処理を行うため、浸出水処理施設があります。

2. 課 題

○収集施設

平成29年度からバイオマス利活用センターの稼働に伴う生ごみ分別の実施やびん・カンのごみステーション収集への変更などにより収集運搬業務が大きく変わります。そのため、環境センターについては、効率的な収集体制の確保を図る中で、東部環境センターの中継施設や付随する污水处理施設の老朽化に合わせて見直しを進め、また、資源化センターの更新計画と合わせた西部環境センターのこわすごみの選別ヤードの利用方法について検討を行う必要があります。

圧縮積替ボックスの施設については、当面の間、建屋の有効活用を図るとともに住宅の建替え時期に合わせて解体・撤去する必要があります。

○中間処理施設

資源化センターについては、建設当初から36年が経過しており、平成29年度からはし尿処理機能をバイオマス利活用センターへ移行します。また、焼却炉については耐用年数が20年とされ更新時期を迎えることから、今後の施設更新にあたっては、平成26年3月に策定した豊橋田原ごみ処理広域化計画にもとづき施設の機能や設備規模などを検討して、施設全体の改築更新を進めていく必要があります。

資源リサイクルセンターとプラスチックリサイクルセンターについては、今後、設備機器等の老朽化に合わせて更新計画を立てる必要があります。

○廃棄物最終処分施設

埋立処分場については、掘り起こし等の延命策を講じていますが、新規の処分場建設は、用地確保の観点から、多大な時間と地元理解を要するため、早い段階から新規処分場計画を立てる必要があります。また、浸出水処理施設については、既に埋立てを終了した処理区を含めて浸出水が廃止基準を満たすまで利用するため、施設の適正管理により延命化を図る必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に不具合を把握するため、「施設管理者施設保全マニュアル」等による点検を実施し、点検結果を記録に残します。 ・ 資源化センターのプラント設備については、必要に応じて第三者機関による精密機能検査を行います。 ・ 老朽化の著しい設備については適時診断を実施します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数、目視、操作等のほか、業務委託にもとづく法定点検等により更新が望ましい設備については計画的に修繕や更新を行います。 ・ 点検により不良個所が発見された場合や故障が生じると判断した場合は、修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・ 資源化センターの焼却炉更新は、耐用年数(20年)を目安とし、更新までの間は各点検結果にもとづき、計画的に修繕を行い適切に維持管理します。 ・ 浸出水処理施設は、機器ごとのリストを作成して管理し、「予防保全」と「改良保全」に努めます。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険個所が発見された場合や危険を生じると判断した場合は、緊急性が最も高いことから最優先で対応し、施設利用者の安全と施設機能維持を確保します。 ・ 施設から排出される排ガス、放流水等については法令を遵守し、安心して安全な施設運営を図ります。

取 組 内 容
<p>④統合や廃止の考え方</p> <p>○収集施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的なごみ収集体制を目指し、東部環境センターの中継施設や汚水処理施設の老朽化に合わせて廃止等の検討を進めます。 ・資源化センターの更新計画に合わせて、西部環境センターのこわすごみの選別ヤードの廃止と跡地の利活用方法について検討を進めます。 ・圧縮積替ボックスを廃止し、建物の有効活用と住宅の建替えに合わせた解体、撤去を進めます。 <p>○中間処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化センターは、豊橋田原ごみ処理広域化計画にもとづき、施設の機能や設備規模などを検討して施設全体の改築更新を進めます。 ・資源リサイクルセンターとプラスチックリサイクルセンターについては、機能統合など効率的で効果的な事業運営を目指した更新方法の検討を進めます。 <p>○廃棄物最終処分施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立を終了した処分場は、関係法令による浸出水の廃止基準を満たした後、廃止を検討します。

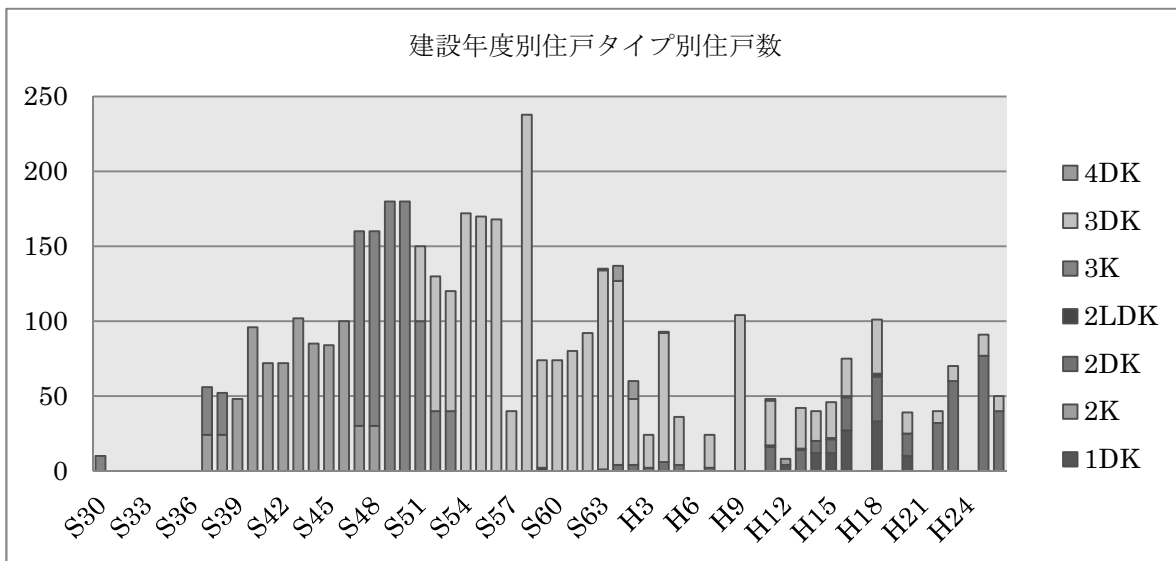
◆行政系施設⑤ <市営住宅>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
市営住宅	28	287,136.52 m ²	住宅課
合計	28	287,136.52 m ²	

1. 現 状

市営住宅は、平成27年度末時点で、28団地、4,228戸あり、その内、3DKが全体の約半数を占めています。また、単身入居が可能な1DK・2K・2DKなどは約29%で、特に昭和50年度以前の古い年代に集中しています。



(維持保全の現状)

屋上防水については、改修の必要性があるもののうち、10年の保証期間を経過している住宅が、全体の8割71棟存在します。同じく外壁改修では、本来であれば長寿命化の観点から定期的な改修が必要ですが、20年以上改修が行われていない住宅が全体の6割74棟存在します。

2. 課 題

(多様な入居者ニーズへの対応)

高度成長期に建てられた市営住宅は家族向けとして建てられたため、多くが3DKであり、近年の単身高齢者の入居希望に対し入居できる2DK以下の住宅が少なく、入居者ニーズとミスマッチとなっています。市営住宅は、高齢者だけでなく子育て世帯等にも配慮する必要があるため、入居者ニーズとのミスマッチの解消と子育て世帯などソーシャルミックスに対応した住宅とする必要があります。

(移転先の確保)

管理戸数を緩やかに縮減させるためには建替による戸数縮減や集約統合、用途廃止などの手法がありますが、そのためには、現在入居中の入居者の移転先の確保の問題があります。

(計画的な維持保全と活用)

屋上防水や外壁とともに、給水設備、電気設備といった設備面の老朽化も激しく、維持管理の適正化と計画的な改修が求められています。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が協定にもとづき行う定期点検や日常的な点検の結果をデータで管理し、住棟ごとの状況を把握します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、入居者等の安全に支障があるものを最優先して修繕を行い施設の健全な状態を維持します。 ・「豊橋市市営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、建替、改善、維持保全を行います。 ・3K、3DKで構成される大規模団地の建替えにあたっては、PFIの活用等により多様なニーズに合わせた住戸を提供しながら総数を削減するとともに、余剰地に福祉施設や商業施設などの整備を検討します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所が発見された場合や危険が生じると判断した時は、早急に修繕し、入居者等の安全を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口縮減や財政状況を考慮し、既存ストックを縮減させるとともに、不足となる場合には立地適正化計画における居住誘導区域内において借上げ公営住宅等により、入居者の移転先や子育て用等での活用を検討します。 ・大規模団地の建替えにあたっては、多様なニーズに合わせた住戸を提供しながら緩やかに住戸の縮減を図ります。また、敷地が狭小、不整形等で今後、市営住宅としての活用が不向きな場合は「用途廃止」を検討します。なお、用途廃止後の跡地利用については、資産経営部門と調整を図ります。

◆行政系施設⑥ <その他施設>

施設内訳

施設名等	施設数	建物延べ面積	施設所管課
食肉衛生検査所	1	1,088.02 m ²	食肉衛生検査所
大気汚染測定局	1	20.72 m ²	環境保全課
地盤沈下観測所	4	45.03 m ²	環境保全課
大清水倉庫	1	40.96 m ²	農地整備課
石巻平野町地内建物（旧選果場）	1	3,246.20 m ²	資産経営課
市ヶ谷ビル	1	924.98 m ²	資産経営課
南大清水苗圃 ^{びょうほ}	1	141.00 m ²	公園緑地課
選挙管理委員会倉庫	1	77.76 m ²	選挙管理委員会
豊橋駅南口駅前広場倉庫	1	20.22 m ²	まちなか活性課
旧勤労青少年ホーム※	1	986.05 m ²	美術博物館
旧バスターミナル	1	3,209.86 m ²	都市計画課
公舎	4	1,041.21 m ²	市民病院管理課
寮	1	1,670.71 m ²	市民病院管理課
高師緑地内集会所※	1	1,712.16 m ²	生涯学習課
牟呂町地内仮設住宅	1	87.00 m ²	区画整理課
旧消防団器具庫・詰所※	8	378.63 m ²	消防本部総務課
合計	29	14,690.51 m ²	

※施設廃止計画（平成25年9月）に位置づけられています

1. 現 状

行政系その他施設については、他の分類に属さない施設となりますので、設置の目的や年度も様々です。この中には、旧勤労青少年ホームなど設置目的が失われたため施設評価によって廃止に位置づけられている施設も存在しています。

2. 課 題

施設評価によって廃止に位置づけられている施設の中には、他計画との整合や調整が必要などの理由により具体的な廃止時期が決まっていない施設もあるため、できるだけ早期に施設廃止計画に反映させていく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に不具合を把握するため、各施設それぞれの管理手法にもとづく日常点検や法定点検を実施し、点検結果を記録に残します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検により不良箇所が発見された場合や故障が生じると判断した時は、各施設の用途を考慮したうえで修繕を行い、施設の健全な状態を維持するとともに、「施設保全計画」にもとづく予防保全と改良保全を適切な時期に実施します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に利用する施設において危険箇所が発見された場合や危険が生じると懸念される時は、最優先で対応するとともに、施設を利用する人の安全確保のため、必要に応じ利用制限をします。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設評価で廃止グループに分類されているものの、当面保持に位置づけられている施設は、できるだけ早期に施設廃止計画に反映させていきます。 ・施設利用の変化に対し状況を把握し、施設の設置目的や利用形態などを確認しつつ、規模の縮減など必要最小限のコストで建替えを検討します。 ・市ヶ谷ビルについて、引き続き建物を保持する場合は、貸付などを行って資産の有効活用を図ります。 ・大気汚染測定局の吾妻局は将来的に廃止の方向で進めていきます。

3. インフラ系施設の分類ごとの取組

(1) 施設管理の基本的な考え方

①点検・診断等の実施

施設の特性を考慮した定期的な点検を実施することにより劣化・損傷の程度など施設の健全度を正確に把握・記録し、次の点検へつなげるメンテナンスサイクルを構築します。また、点検・診断方法については新技術を積極的に活用することでコスト縮減に配慮します。

②維持管理・修繕・更新等の実施

役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえて優先度を評価、判断し、必要な維持管理、修繕や更新等を効率的かつ効果的に実施します。また、安全性や経済性の観点や施設の特性により「予防保全」型と「事後保全」型で維持管理する施設を選別し、中長期的な修繕計画を立案して維持管理等を実施します。

③安全確保の実施

適切な点検、調査により施設の状態や地域状況の変化を把握し、事故や災害を未然に防止できるよう安全を確保するとともに、危険箇所が発見された場合は迅速に対応します。

④耐震化の実施

耐震化が未実施の施設については、可能な限り早期に診断を実施したうえで、施設の重要度、他への影響などを考慮して計画的に耐震化を実施するとともに、災害時における安全確保と復旧時間の短縮のための対策を図ります。

⑤長寿命化の実施

点検・診断により状態を把握し、計画的な保全によって長寿命化を進めて大規模な修繕や更新を回避し、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減して将来負担の軽減を図ります。

⑥統合や廃止の推進

「健全度」や「重要度」などの項目による施設評価を実施し、社会構造の変化に伴う利用状況、役割、求められる機能を踏まえた適正な配置を検討していきます。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

ファシリティマネジメント統括部門と連携し、業務横断的な管理体制を構築するとともに、個別施設計画の策定により計画的な予算執行を行います。また、県など様々な主体が主催する技術研修会等への参加や技術継承が円滑に行える体制の構築により職員の専門的な知識や新技術の習得をはかります。そして、地域コミュニティとの連携を密にすることにより、インフラの異変等へ迅速に対応するとともに、国や県、他市町村等との連携による技術支援体制を構築します。

(2) 分類ごとの取組

施設所管課が行うインフラ系施設の施設管理について、「1. 現状」や「2. 課題」を踏まえたうえで以下の4つの取組項目を「3. 課題を踏まえた取組」で示します。

①点検・診断等の実施

②維持管理・修繕・更新等の実施

③安全確保の実施

④統合や廃止の考え方

※「④統合や廃止の考え方」については、目標年次である平成47年度までの期間に限らず、より長期的な視点で考え方を記載しています

※施設内訳の欄は、平成27年3月末時点の内容になっています

◆都市基盤系施設① <道路等>

施設内訳

施設名等	施設数	延べ面積	施設所管課
道路（トンネル含む）	13,444	17,711,386 m ²	道路維持課
橋りょう	1,304		道路建設課
二川駅南北自由連絡通路	1	495 m ²	土木管理課
豊橋駅東西自由連絡通路	1	3,222 m ²	土木管理課
豊橋駅東口ペDESTリアンデッキ	1	6,395 m ²	土木管理課
歩道橋	13		道路維持課
牛川渡船場	1	2,117 m ²	土木管理課
豊橋駅前地下道	1	2,235 m ²	土木管理課

1. 現 状

高度経済成長期以降に整備された施設は、今後も一斉に老朽化が進行していきます。現状は、不具合等が生じた時は対症的に劣化箇所を補修することに重きが置かれていますが、損傷が軽微である早期段階に、計画的かつ予防的な修繕等を実施することで、施設機能の保持・回復を図る「予防保全型」維持管理への転換が求められます。

施設の状態を把握することで、維持管理を効率的に行うとともに、第三者被害を防止する観点から、平成25年度より道路ストック（路面性状、道路付属物等）点検調査を実施しています。平成28年度より路面下の空洞調査を実施しています。

2. 課 題

大量に老朽化した道路施設の不具合を一度に修繕・更新すると、社会経済活動に対する影響も大きくなり、サービスの低下が顕著になります。そのため、メンテナンスサイクルを構築し、中長期の計画的な維持管理・更新等を実施するとともに、トータルコストの縮減や予算の平準化、並びに保有量の適正化を図ることが必要です。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検等により、劣化及び損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化及び損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価（診断）します。また、日常の点検パトロールと、5年に1回の頻度で点検等が義務化となった施設については、その点検や診断の結果および措置の内容を記録し保存します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路等はすべてにおいて同程度のサービス水準で維持することは難しいことから、役割、機能、重要性等の優先度を評価し、計画的かつ効率的に維持管理、修繕、更新等を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路利用者や第三者の安全を確保するため、点検等により危険箇所が発見された場合は速やかに対応します。また、社会的影響が大きい施設に対しては予防保全における修繕計画にもとづき安全性を確保します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会構造の変化や新たなニーズへ対応する取組を推進し、施設の保有量の適正化を図ります。

※道路の付帯施設となる街路樹については『◆都市基盤系施設③<公園>』において考え方を整理しています

◆都市基盤系施設② <河川等>

施設内訳

施設名等	施設数	延長	施設所管課
河川・排水路等		1,278.5 km	河川課
排水機場	28		河川課
ため池・調整池等	135		農地整備課、河川課
海岸施設		12.5 km	農地整備課、河川課

1. 現 状

河川等の施設は、防災上重要であるとともに歴史の古いものが多く、その施設量も膨大です。また、高度経済成長期以降に整備された施設は着実に老朽化が進行しています。現在、一定の施設が整備され、維持管理や更新の段階となりつつあります。

排水機場やため池は、地元土地改良区等と連携した定期的な点検等による施設管理を行い、国、県等と連携した耐震化や長寿命化対策、更新を検討、実施しています。

近年の集中豪雨や社会情勢の変化により、適正な施設の維持管理と施設能力の見直し等の施設整備が必要となります。

2. 課 題

古くに整備された施設は、整備年度や構造等が不明なものも多く、その施設量も膨大です。また、周辺環境も様々であることから、すべての施設を一律に調査、点検することは難しく、老朽化状況を把握することは容易ではありません。

効率的な維持管理や更新には、点検結果や修繕履歴等を蓄積した施設管理台帳等を整備し、それを活用した計画的な維持管理や施設整備によってコスト縮減を図る必要があります。

河川、排水路等は、適切な維持管理によって永続的に利用できる施設であることから、市民が安心できる施設管理体制が必要であり、さらに浸水被害対策等の施設整備についても検討、実施していかねばなりません。

排水機場等の重要施設については、予防保全型の維持管理を進めるとともに、効率的かつ計画的な耐震化や長寿命化対策、更新について検討、実施する必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の重要度に応じた定期的な現地調査、施設点検を実施し、その結果を記録し保存するとともに必要に応じて専門業者による診断等を行い、効率的な施設の維持管理や整備計画に反映させます。また、電気や機械の施設、ポンプ等の施設は、専門業者による調査、点検を行います。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の重要度、点検結果等から優先度を考慮した維持管理等や地震等の防災対策を実施するとともに、履歴情報を施設管理台帳等に蓄積し、改築や更新等に活用します。また、コスト縮減や維持管理のしやすい構造等について配慮します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検等により危険箇所が発覚した場合、直ちに必要な措置を講じ、利用者や第三者の安全を確保します。また、排水機場等の施設操作人の安全にも配慮します。 周辺住民の生命や財産を守るため、地震等の防災対策を図ります。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢等の変化に伴い必要性や機能がなくなった施設については、統廃合や他用途への利活用について関係機関と調整や検討を行い、必要に応じて適切に対応していきます。

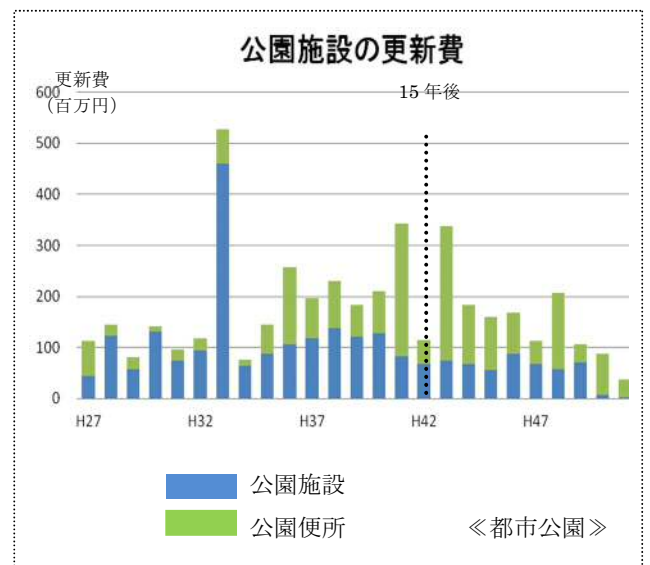
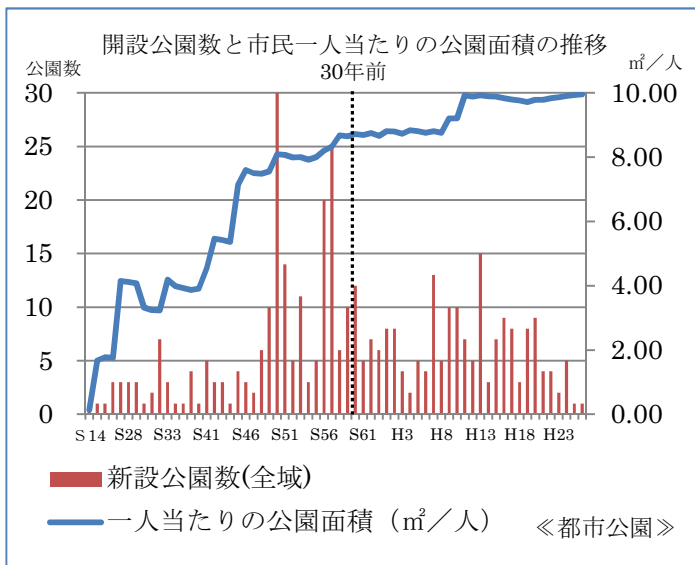
◆都市基盤系施設③ <公園>

施設内訳

施設名等	施設数	延べ面積	施設所管課
都市公園	392	3,769,896 m ²	公園緑地課
遊園	68	64,853 m ²	公園緑地課
児童遊園	9	9,966 m ²	こども未来政策課
ちびっこ広場	36	31,984 m ²	公園緑地課
多目的広場、しょうぶ園	3	23,644 m ²	公園緑地課
その他の公園、緑地等	28	527,036 m ²	公園緑地課
合計	536	4,427,379 m ²	

1. 現 状

- ・昭和40年代後半以降に集中的に整備され、開設から30年以上経過した公園が面積ベースで約8割になるなど、施設の老朽化が進んでいます。
- ・人口減少と少子高齢化の進行に伴い、税収の減少等が見込まれますが、既に施設の維持管理や更新費の確保が難しくなっています。
- ・公園の利用状況のほか防災機能の強化など公園を取り巻く環境も変化しています。
- ・公園施設を適切に維持管理していくために必要な建設年度や構造形式、材質等の施設諸元が不明な施設も存在しています。
- ・公園における樹木は植樹から30年以上経過したものが全体の8割ほどあり、巨木化や老朽化が進んでいます。道路における街路樹と同様に危険木の解消など植栽密度の適正化の必要性が年々高まっています。



2. 課 題

(1) メンテナンスサイクルの構築

- ・市民の安全を確保するため、公園施設の点検の充実を図り、施設の健全度を把握し、修繕・更新を実施していく必要があります。また、点検、修繕・更新の履歴を管理し、次の点検に活用するメンテナンスサイクルを構築していく必要があります。

(2) 施設の適正管理

- ・施設のライフサイクルコストの縮減や予算の平準化のため、公園施設長寿命化計画にもとづき、事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進していく必要があります。また、改修・更新時には時代のニーズを把握し、保有量の適正化を図る必要があります。

(3) 管理体制の充実

- ・技術の進歩に伴う新技術の習得のほか、効率的に技術の継承ができるように管理体制の充実を図る必要があります。

(4) 樹木の維持管理

- ・樹木にかかる維持管理費は公園施設全体の約4割を占めており、更に増え続ける傾向にあります。維持管理にかかる予算を確保し、危険木の解消など樹木の適正化を図っていく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を行うため、遊具等の必要な日常点検、定期点検を実施します。 ・樹木について、人などの往来のあるところを中心に、定期的な樹木の点検や診断を実施します。 ・点検結果をデータで管理し、施設の保全に反映します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の予防保全を前提とした公園施設長寿命化計画にもとづき計画的に修繕や更新を行います。その他の遊園等の予防保全は、次期計画の再編に併せて策定します。 ・樹木の診断結果にもとづき、植替えなどの更新を計画的に行い健全な状態を維持します。 ・修繕や更新の結果はデータで管理し、施設の保全に反映します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検等により危険箇所が発覚した場合、直ちに必要な措置を講じ、利用者の安全を確保します。 ・遊具の安全規準等、各種基準を遵守し、基準変更があった際には随時対応していきます。 ・樹木に関しては、「都市公園の樹木等の点検診断に関する指針(仮称)」などにより、今後、適切に対応していきます。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修や更新時には利用者のニーズを的確に把握するほか、その保有量の適正化を検討するなどし、施設の統廃合の推進に努めます。 ・都市景観の緑としての役割を保ちながら、地域住民の意向を踏まえて樹木の適正化（整理）を進めていきます。

◆都市基盤系施設④ <駐車場>

施設内訳

施設名等	施設数	延べ面積	施設所管課
自動車駐車場	3	19,882 m ²	土木管理課
自転車等駐車場	3	10,537 m ²	土木管理課
合計	6	30,419 m ²	

1. 現 状

豊橋駅周辺は、鉄道や路面電車、路線バスなどの利便性の高い公共交通が集中する交通結節点であるため、駅前の地下に整備された自動車駐車場及び自転車等駐車場は、そのアクセス性の良さから多くの駐車、駐輪需要があります。また、二川駅についても豊橋市の東の玄関口として通勤・通学等の駐輪需要があります。

迷惑駐車や放置自転車の防止などによる、市民生活の安全、秩序及び都市機能の維持を図り、良好な都市環境の確保と、「まちなかの賑わい創出」に役立てていくためにも、社会構造の変化や新たなニーズに対応し、サービス提供を継続していく必要があります。

2. 課 題

○自動車駐車場

駐車料金打切りによる長時間駐車を対象とする駅周辺の民間駐車場とは異なり、公共駐車場は利用者の回転が速く、短時間駐車を特徴とし、いつでも駐車しやすい環境から多くの需要があり、路上駐車防止による駅前の道路環境の向上に大きく貢献しています。しかしながら、サービス提供を継続するうえで、天井や壁面からの漏水など古くからの地下構造物特有の課題を抱えており、漏水対策のみならず場内塗装や設備類の更新など安全性や利便性の向上も視野に入れた改修を図る必要があります。

○自転車等駐車場

人口減少や高齢化により、自転車利用者の絶対数が減少に向かう一方で、チャイルドシート対応自転車や電動自転車等の普及により、自転車が大型化・重量化しており、既存の駐輪ラックには収まらない自転車が增加していることから、これらのような多様化したニーズを踏まえた駐輪ラックの改修が課題となっています。なお、施設改修による駐輪場の一時的な閉鎖は駅周辺の道路環境に著しい影響を及ぼす可能性があるため、計画的な改修が必要となります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者施設保全マニュアル、公共建築物の定期点検結果等にもとづき、早期点検による劣化や損傷の程度を把握し、劣化や損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価(診断)を実施します。また、新技術を積極的に活用することで、コスト縮減に配慮します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、修繕や更新等の優先順位を明確にし、効率的かつ効果的に維持管理等を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全を確保することを優先に取組みます。 点検により、要修繕箇所が確認された場合、速やかに対応します。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下空間を活用して整備した施設であり、集約化や用途廃止はできないため、出来る限り既存の施設を長寿命化するとともに利便性の向上に取り組んでいきます。

◆都市基盤系施設⑤ <水道施設>

施設内訳

施設名等	施設数	延長	施設所管課
管路（配水管、送水管、導水管）		2,202 k m	浄水課、水道管路課
上下水道局庁舎	1		総務課
取水場	1		浄水課
浄水場	2		浄水課
配水場	4		浄水課
給水所	8		浄水課
加圧所	8		浄水課
計測所等	21		浄水課

1. 現 状

安全で安心な水道水を安定的に供給するため、管路については、平成14年度からすべての配水管工事で耐震継手管による整備を実施してきました。平成16年度からは、東海・東南海地震の被害予測調査結果にもとづく耐震化や老朽管の更新を進め、平成26年度に南海トラフ地震に対する被害予測調査を実施し、これまでの調査では被害を受けないとされていた管路にも耐震化を実施することとしました。

また、施設については、平成8年度から建物や配水池等の耐震対策を順次進め完了していますが、老朽化設備の計画的な更新や災害時を含めた安定給水確保のための配水設備の増強などに取り組んでいます。

2. 課 題

法定耐用年数を迎えた管路をすべて更新するには、多大な費用が必要です。また、南海トラフ地震に対する耐震化対策も急務となっています。

安全で安心な水道水を安定的に供給するためには、人口減少社会を迎える中での効率的な水道システムの構築が課題となります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 管路の点検結果や修繕履歴等をマッピングシステムによりデータベース化を行うとともに、上下水道GISにより適切に管理を行うことで、優先度の高い配水管から効率良く更新整備を行えるようにし、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時においても安全で安心な水道水の安定供給を行うため、配水管整備事業にもとづき、災害時の活動拠点となる医療機関や避難所への配水管路の耐震化及び濁水や出水不良の解消を図るための計画的な老朽管の更新を行います。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 配水ルートが多系統化することで、災害時の復旧時間の短縮や水道水を安定供給できる対策を行います。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、水道施設の最適化（管路のダウンサイジング等）を図り、効率的な水道システムの構築を進めます。

◆都市基盤系施設⑥ <下水道施設>

施設内訳

施設名等	施設数	延長	施設所管課
管きよ		1,553 km	下水道整備課
処理場	18		下水道施設課
ポンプ場	16		下水道施設課
小規模ポンプ場	117		下水道施設課、下水道整備課
その他	22		下水道施設課、下水道整備課

1. 現 状

生活環境の改善及び公共用水域の保全のため、下水道は未普及地区の解消などの拡張事業を進めています。一方で、南海トラフ地震等に備え市民の安全・安心を確保し地震対策を推進するため、平成25年度に下水道総合地震対策計画を策定して、その計画に沿った耐震診断の実施とその結果にもとづく耐震対策を進めています。

また、老朽化対策として管きよについては、老朽管調査を実施し、状況に応じた修繕や布設替えを行っています。施設については、適切に維持管理しライフサイクルコストの削減を図るため、計画的な改築、更新を進めるとともに統廃合や再構築に取り組んでいます。

2. 課 題

布設後50年を超える管きよが今後急速に増加する時期を迎え、また供用開始から長期間経過した処理場・ポンプ場が増加していることや、南海トラフ地震に対する耐震対策が急務にあることから、施設の保全に要する費用が今後増加することが見込まれます。

管きよの老朽化などによる道路陥没や処理場・ポンプ場の機能低下による公共用水域の水質汚濁等の影響が懸念されるため、こうした点を踏まえた適切な維持管理を行っていく必要があります。

3. 課題を踏まえた取組

取 組 内 容
<p>①点検・診断等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な点検や調査の全体量を見通すための調査計画を策定し、対象施設に対する具体的な点検、調査方法、基準等を取りまとめ、診断業務を実施します。 ・診断業務の結果を反映することにより、改築や修繕の必要性を判断します。 ・点検や調査によって得られた情報を継続的に蓄積し、点検調査計画及び改築修繕計画の評価や見直しに活用します。 ・既計画に沿った重要な施設から、詳細な耐震診断を実施します。
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な改築や修繕の全体量を見通して費用の平準化を図る長期改築修繕計画を策定するとともに、具体的な対策を定める短期改築修繕計画を策定し、改築や修繕を行います。 ・改築や修繕によって得られる情報を継続的に蓄積し、施設管理の目標、点検調査計画及び改築修繕計画の評価や見直しに活用します。 ・耐震診断の結果にもとづく耐震化工事を実施します。
<p>③安全確保の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な点検や調査により施設の状態を把握し、事故の発生を未然に防止します。また、点検等により施設の異常が発見された場合は、必要な対応をとり、類似の施設についても早急に点検を実施し、事故の未然防止に努めます。 ・災害に強いまちづくりを進めるため、施設の機能確保のための修繕管理、安全確保と復旧時間の短縮のための対策を推進します。 ・定期パトロールを実施するとともに住民や他機関と連携し、異常箇所の早期把握に努めます。
<p>④統合や廃止の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、下水道施設の最適化（処理場の統廃合等）を図り、効率的な下水道システムの構築を進めます。

